

さいたま市スポーツ施設の整備方針

令和4年3月

さいたま市

目次

1. スポーツ施設の整備方針の策定にあたって	
1. 1 背景・目的	1
1. 2 人口動向と将来推計	2
1. 3 財政状況と将来推計	4
1. 4 位置付け	5
2. さいたま市のスポーツ施設の現状	
2. 1 スポーツ施設の整備状況	6
2. 2 スポーツ施設の利用状況	12
2. 3 市民のスポーツ実施状況	15
3. 既存スポーツ施設の評価	
3. 1 スtockマネジメントの手法	16
4. スポーツ施設の整備水準の検討	
4. 1 将来のスポーツ施設へのニーズ	25
4. 2 将来のスポーツ施設不足量	28
4. 3 マネジメント計画	32
5. スポーツ施設の整備方針	
5. 1 スポーツ施設整備の基本的な考え方	33
5. 2 施設類型の考え方	34
5. 3 スポーツ施設の整備方針	38
6. 施設整備および運営管理手法	
6. 1 新たな施設整備の基本的な考え方	56
6. 2 新たな施設整備	57
6. 3 既存施設の運営管理方策の工夫	64
7. 民間力を活用したスポーツ関連施設の誘致・整備等	
7. 1 民間力活用の基本的な考え方	66
7. 2 民営の「する」スポーツ関連施設	66
7. 3 民営の「みる」スポーツ関連施設	66
7. 4 民営の「まなぶ」、「ささえる」スポーツ	67
8. 整備の実施に向けて	68
(参考) 上位・関連計画	69

1. スポーツ施設の整備方針の策定にあたって

1.1 背景・目的

さいたま市では、スポーツ基本法に先行して、平成 22（2010）年に「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定しました。この条例では、スポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための指針を定めるものとしています。また、本条例に基づいて策定した「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」において、「スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進」を重点施策の一つに位置付けています。こうした位置づけのもと、平成 29（2017）年 3 月に「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」を策定し、今後のスポーツ施設の整備・運営にあたり、スポーツ施設の現状と課題及び各施設の実態を踏まえた中長期的な視点から本市が目指すべきスポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を定めています。

本市には、人口が急増した昭和 45（1970）年から昭和 56（1981）年ごろまでに多くの公共施設が整備されており、今後大規模改修や建替えが必要となる施設が大幅に増加することが見込まれます。スポーツ施設においても建物の老朽化は着実に進行しており、近い将来、改修や更新の波の訪れが見込まれます。一方で、スポーツ施設は、スポーツを振興していく上で不可欠であり、身近な場所でスポーツに親しむことのできる環境の整備が多くの市民から求められています。

本方針は、スポーツ庁が策定した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、市民が身近でスポーツに親しむことのできる環境整備の考え方を整理した上で、スポーツ施設の利用状況や将来の人口動態などを踏まえ、スポーツ施設のあり方や配置、有効活用について検討を行い、新型コロナウイルス感染症への対応も考慮しながら、今後のスポーツ施設整備を計画的に進めていくための中長期を見据えた当面の整備方針を示したものです。

1.2 人口動向と将来推計

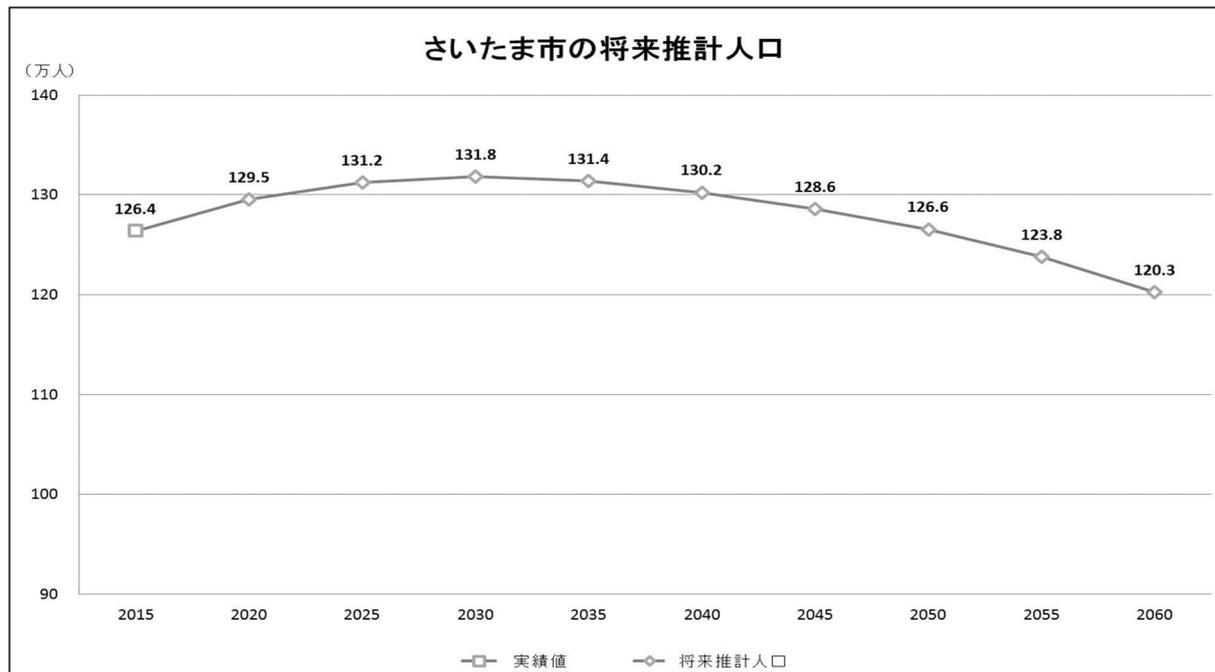
本市は、令和3（2021）年度現在も人口が増加を続けています。将来推計人口では、令和12（2030）年の131.8万人をピークとしてその後は減少に転じ、推計対象の最終年である令和42（2060）年には120.3万人まで減少する見通しです。

■ 本市の将来推計人口（総人口）

	基準人口	推計人口								
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	126.4	129.5	131.2	131.8	131.4	130.2	128.6	126.6	123.8	120.3

（単位：万人）

■ 本市の将来推計人口（総人口）



資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査」（総務省）に基づきます。

令和2（2020）年以降は、社人研から発表された推計値です。

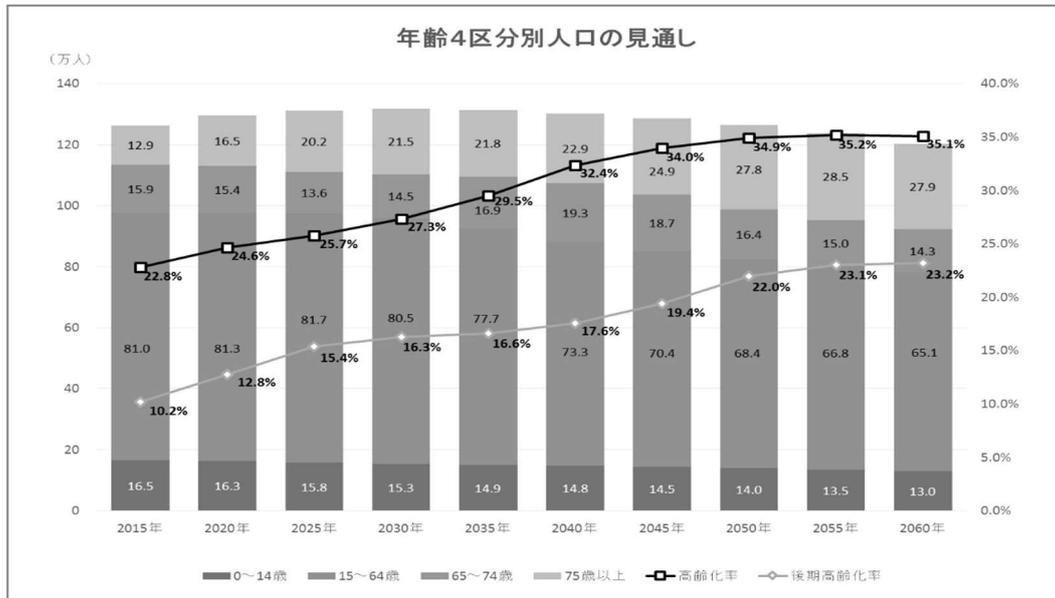
※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

将来推計人口に基づく年齢4区分別の人口及び構成比は、次のグラフのとおりです。

0～14歳の年少人口は、平成27（2015）年をピークとして減少し、15～64歳の生産年齢人口は、令和7（2025）年をピークとして減少していく見通しです。

65～74歳の前期高齢者人口は、増減を繰り返し令和22（2040）年にピークに達し、その後減少することが予測されます。また、75歳以上の後期高齢者人口は増加していくと予想されています。

■ 本市の年齢4区分別将来推計人口



資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査」（総務省）に基づきます。

令和2（2020）年以降は、社人研から発表された推計値です。

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

1.3 財政状況と将来推計

本市の財政は、中長期的には歳入面で、人口増加等による市税収入の増加が見込まれる一方、歳出面では、保育需要の拡大に伴う待機児童対策、急速に進む高齢化対策、公共施設の老朽化対策等の多くの財政需要を抱え、持続可能な財政運営を行う上で大きな課題に直面しています。

これらに加え、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大防止策や市内経済活動の回復に向けた支援等を行いながら、デジタルトランスフォーメーションへの取組など、ポストコロナを見据えた新たな行政課題への対応についても取り組んで行く必要があります。

こうした中、令和3（2021）年度当初予算に基づく推計では、社会保障費の上昇に伴う扶助費を中心とした義務的経費等が引き続き増加し、令和4（2022）年度当初予算の財源不足額は146億円と見込まれているところであり、上記課題への対応を考慮すると更なる財源不足の拡大が見込まれ、厳しい財政状況となることが想定されます。

(単位: 億円)

区 分	R3年度 当初予算	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
歳 入	市税	2,617	2,673	2,712	2,737	2,775	2,840
	譲与税・交付金	456	442	444	436	452	469
	地方交付税	61	88	92	92	88	91
	国庫・県支出金	1,467	1,438	1,507	1,639	1,575	1,649
	市債	687	706	794	964	825	693
	臨時財政対策債	205	181	178	197	192	157
	普通建設事業分	482	525	616	767	633	536
	財政調整基金	126	0	0	0	0	0
	その他	704	677	681	679	697	695
	歳入合計(A)	6,118	6,024	6,230	6,547	6,412	6,437
歳 出	義務的経費	3,281	3,329	3,400	3,462	3,536	3,626
	扶助費	1,424	1,475	1,531	1,590	1,652	1,719
	人件費	1,310	1,308	1,305	1,303	1,306	1,296
	公債費	547	547	564	569	578	611
	普通建設事業費	777	832	960	1,229	992	904
	その他	2,060	2,009	2,022	2,016	2,037	2,051
	歳出合計(B)	6,118	6,170	6,382	6,707	6,565	6,581
単年度収支(A-B)	0	▲146	▲152	▲160	▲153	▲144	

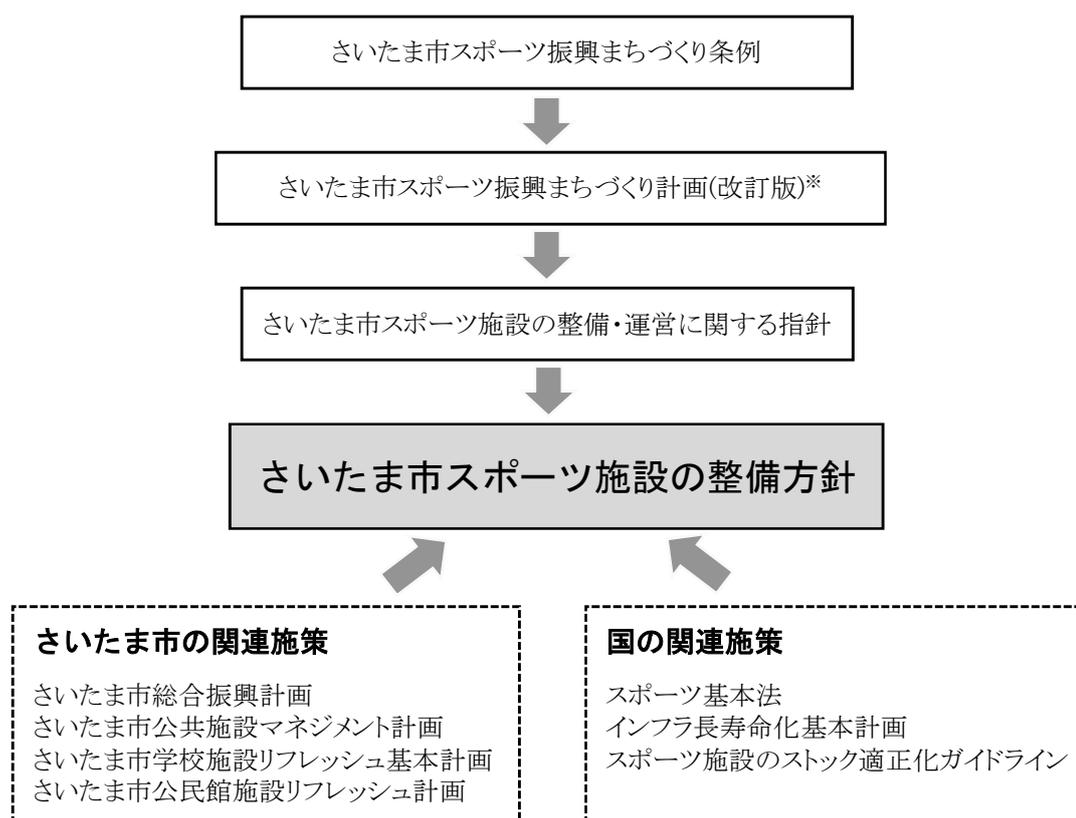
資料：令和3年度当初予算編成を踏まえた中期試算結果

1.4 位置付け

本市では、平成22（2010）年4月にさいたま市スポーツ振興まちづくり条例を施行し、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにすることにより、スポーツ振興まちづくりに関する施策を推進し、もって、市民等の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある市の実現に寄与することを目的とするスポーツ振興まちづくりの基本理念を定めました。

また、平成23（2011）年7月に「日本一スポーツで笑顔あふれるまち」の実現に向け、「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定し、すべての市民等が障害の有無及び身体能力・運動能力の違いにかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やすとともに、人種、文化、言語といった垣根を越えて、教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進しています。

本方針は、「スポーツ振興まちづくり計画」における重点施策の一つとして掲げる「スポーツ施設の効率的・効果的な整備・運営に関する指針の策定・推進」を展開していくため、平成29（2017）年3月に策定した「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」で定めた整備に関する検討の方向性である「地域のスポーツ環境の整備」と「新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備」に対する具体的な方針として位置付けられています。



※さいたま市スポーツ振興まちづくり計画は令和3年3月末で計画満了となり、現在は、第2期スポーツ振興まちづくり計画を策定している。

本方針は、中長期を見据えた当面の整備方針を示します。ただし、施設整備には、財政の健全性を確保しながら実施することが求められるため、必要に応じて見直しを行うとともに、上位計画である「スポーツ振興まちづくり計画」や「さいたま市公共施設マネジメント計画」の改定に合わせた見直しも検討します。

2. さいたま市のスポーツ施設の現状

2.1 スポーツ施設の整備状況

平成13(2001)年5月1日に浦和市・大宮市・与野市の3市が合併し、平成17(2005)年4月1日に岩槻市を編入したさいたま市には、以下のスポーツ施設が整備されています。

現在、本市では、市民がスポーツをする場として、スポーツ文化局が所管する体育館・武道館等のほか、都市局が所管する都市公園内の運動施設、教育委員会が所管する公民館・学校体育施設、市民局が所管するコミュニティ施設などを活用しています。

スポーツ施設には、多種多様な種目が実施できる施設もあれば、テニスコートのように限定される施設もあります。

(令和2年3月1日現在)

施設分類	施設数	施設内容
市立体育館・武道館	8施設	記念総合体育館、三橋総合公園体育館、大宮武道館、岩槻文化公園体育館、浦和西体育館、大宮体育館、浦和駒場体育館、与野体育館
都市公園内の屋外運動施設	46施設	都市公園内にある屋外スポーツ施設
市内でスポーツを行うことができるその他の公共施設	102施設	公民館60施設、コミュニティ施設20施設、その他の広場・グラウンド等の運動施設22施設
市立プール	11施設	桜環境センター、記念総合体育館、健康福祉センター西楽園、三橋総合公園、岩槻温水プール、見沼ヘルシーランド、大和田公園、三橋プール、原山市民プール、下落合プール、沼影公園
市立学校体育施設	166校	小学校104校、中学校58校、高校3校、中等教育学校1校

2.1.1 屋内スポーツ施設

市内でスポーツを行うことができる屋内施設の整備状況は次のとおりです。

(1) 市営施設

(令和2年3月1日現在)

施設分類	施設数
市立体育館	7
市立武道館	1
公民館施設(大規模な体育室等を有する)	3
コミュニティ施設(大規模な体育室等を有する)	5
公民館施設(小規模な体育室等を有する)	57
コミュニティ施設(小規模な体育室等を有する)	15
市立小学校体育館	104
市立中学校体育館	58
市立中学校武道場	47
市立高校体育館	3
市立高校武道場	3
市立中等教育学校体育館	1
市立中等教育学校武道館	1
合計	305

- ・市営施設は 305 施設あり、市立体育館 7 施設、武道館 1 施設が基幹的施設となります。
- ・公民館やコミュニティ施設の中にも、バスケットボールやバレーボールなどの競技に対応できる大規模な体育室等を有する施設が 8 施設あります。なお、各施設とも観客席は整備されていません。
- ・小規模な体育室等を備えた公民館やコミュニティ施設が 72 施設あり、武道、太極拳、気功や軽運動などが行われています。
- ・市立小学校 104 校、市立中学校 54 校を市民に開放し、学校教育に支障のない範囲で校庭や体育館などをスポーツができる場として活用しています。(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(2) 民営スポーツ施設

(令和 2 年 2 月 1 日現在)

種目	施設数
スポーツクラブ(34)、ダンス(45)、バレエ(28)、ヨガ・ホットヨガ(35)	142
体操・新体操	5
空手(22)、柔道・柔術(9)、剣道(4)、合気道(7)	42
キックボクシング・総合格闘技(12)、ボクシング(8)	20
卓球	7
ボウリング場	3
ボルダリング・クライミング	6
スイミングスクール(プール)	14
合計	239

- ・民営スポーツ施設は 239 施設あり、種目別では「ダンス」が 45 施設で最も多く、次いで「ヨガ・ホットヨガ」が 35 施設、「スポーツクラブ」が 34 施設、「バレエ」が 28 施設と続いています。
- ・区別に見ると、総数では大宮区と浦和区に施設立地数が多く、中央区、西区、岩槻区が少ない傾向にあります。また、浦和区に立地する施設には、「ヨガ・ホットヨガ」と「ダンス」「スポーツクラブ」の立地が多くなっています。
- ・「スイミングスクール」のプールが 14 施設あるほか、「スポーツクラブ」34 施設のうち、19 施設にはプールが整備されています。

(3) 高校・大学等のスポーツ施設

(令和 2 年 3 月 1 日現在)

学校	施設の状況	学校数
県立高校	体育館、柔道場、剣道場、弓道場 等	25
私立高校	体育館、室内温水プール、武道場、相撲場 等	10
大学	体育館、武道場、弓道場 等	5

- ・県立高校は 25 校、私立高校は 10 校、大学は 5 校（国立 1 校、私立 4 校）があり、スポーツ施設が整備されています。
- ・また、県立高校では 25 校のうち 11 校の施設が開放されています。

(4) 隣接する市との市境にあるスポーツ施設

(令和 2 年 3 月 1 日現在)

自治体	施設名	施設内容
上尾市	上尾市健康プラザわくわくランド	室内温水プール
春日部市	ウイングハット春日部	体育館

2.1.2 屋外スポーツ施設

(1) 市営施設と民営スポーツ施設

(令和 2 年 2 月 1 日現在)

施設分類	市営		民営		合計	
	施設数	面数等	施設数	面数等	施設数	面数等
多目的運動場	33	—	—	—	36	—
野球場・ソフトボール場	34	58	3	54	40	112
バッティングセンター	—	—	5	—	5	—
サッカー場	25	36	2	13	30	49
フットサル場	—	—	21	53	21	53
ラグビー場	—	—	1	1	1	1
テニスコート	20	113	26	197	48	310
陸上競技場	2	—	—	—	2	—
ゴルフ場	—	—	3	—	3	—
ゴルフ練習場	—	—	21	—	21	—
グラウンド・ゴルフ場	1	—	—	—	2	—
ターゲットバード・ゴルフ場	—	—	—	—	1	—
相撲場	1	—	—	—	1	—
乗馬クラブ	—	—	1	—	1	—

- ・多くは市営施設ですが、テニスコート、フットサル場、ゴルフ練習場は民営施設の数が多く、事業収益性の高い施設であることが認められます。
- ・市営施設で夜間照明設備のある野球場・ソフトボール場は、5 施設（土呂公園、大和田公園、浦和総合運動場、岩槻城址公園、川通公園）です。
- ・市営施設で夜間照明設備のあるサッカー場は、7 施設（土呂公園、大宮公園サッカー場、堀崎公園、駒場運動公園、西大宮サッカー場、八王子スポーツ施設、大原サッカー場）です。
- ・市営施設で夜間照明設備のあるテニスコートは、4 施設（三橋総合公園、大和田公園、天沼テニス公園、堀崎公園）です。

(2) 高校・大学等のスポーツ施設

(令和2年3月1日現在)

学校	施設の状況	学校数
県立高校	グラウンド、テニスコート、ソフトボール場 等	25
私立高校	グラウンド(野球場・サッカー場等含む)、陸上トラック、アーチェリー場、ゴルフ練習場 等	10
大学	多目的グラウンド、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート 等	5

(3) 隣接する市との市境にあるスポーツ施設

(令和2年3月1日現在)

自治体	施設名	施設内容
上尾市	上尾運動公園(県営)	陸上競技、テニス、少年サッカー、グラウンドゴルフ
	戸崎公園	パークゴルフ
春日部市	谷原中西側グラウンド、谷原中西側テニスコート	サッカー、野球、ソフトボール、グラウンド・ゴルフ、ターゲットバード・ゴルフ、テニスコートなど
越谷市	しらこぼと運動公園(県営)	陸上競技、サッカー、ラグビー、グラウンド・ゴルフ、テニス、野球、ソフトボール等
川口市	神根運動場	野球、サッカー、ターゲットバード・ゴルフ
	上谷沼運動広場	サッカー
戸田市	新田公園野球場	野球
	彩湖・道満グリーンパーク	テニス、ソフトボール、野球、サッカー、陸上競技
朝霞市	上野荒川運動公園	サッカー、ラグビー、グラウンド・ゴルフ、野球、ソフトボール
志木市	秋ヶ瀬公園(県営)	野球、タッチラグビー、テニス、ソフトボール、サッカー、パークゴルフ
	秋ヶ瀬運動公園(志木市立)	
富士見市	富士見市運動公園	野球、テニス、サッカー、陸上競技
	ふじみ野市荒川運動公園	野球、サッカー
	びん沼サッカー場、びん沼公園野球場	野球、サッカー
川越市	入間大橋緑地	ソフトボール

・隣接する市との市境(約200m程度)にあるスポーツ施設は、市域西側の荒川河川敷を利用した野球場やサッカー場などの屋外スポーツ施設が多くなっています。

2.1.3 屋内・屋外プール（競泳用）

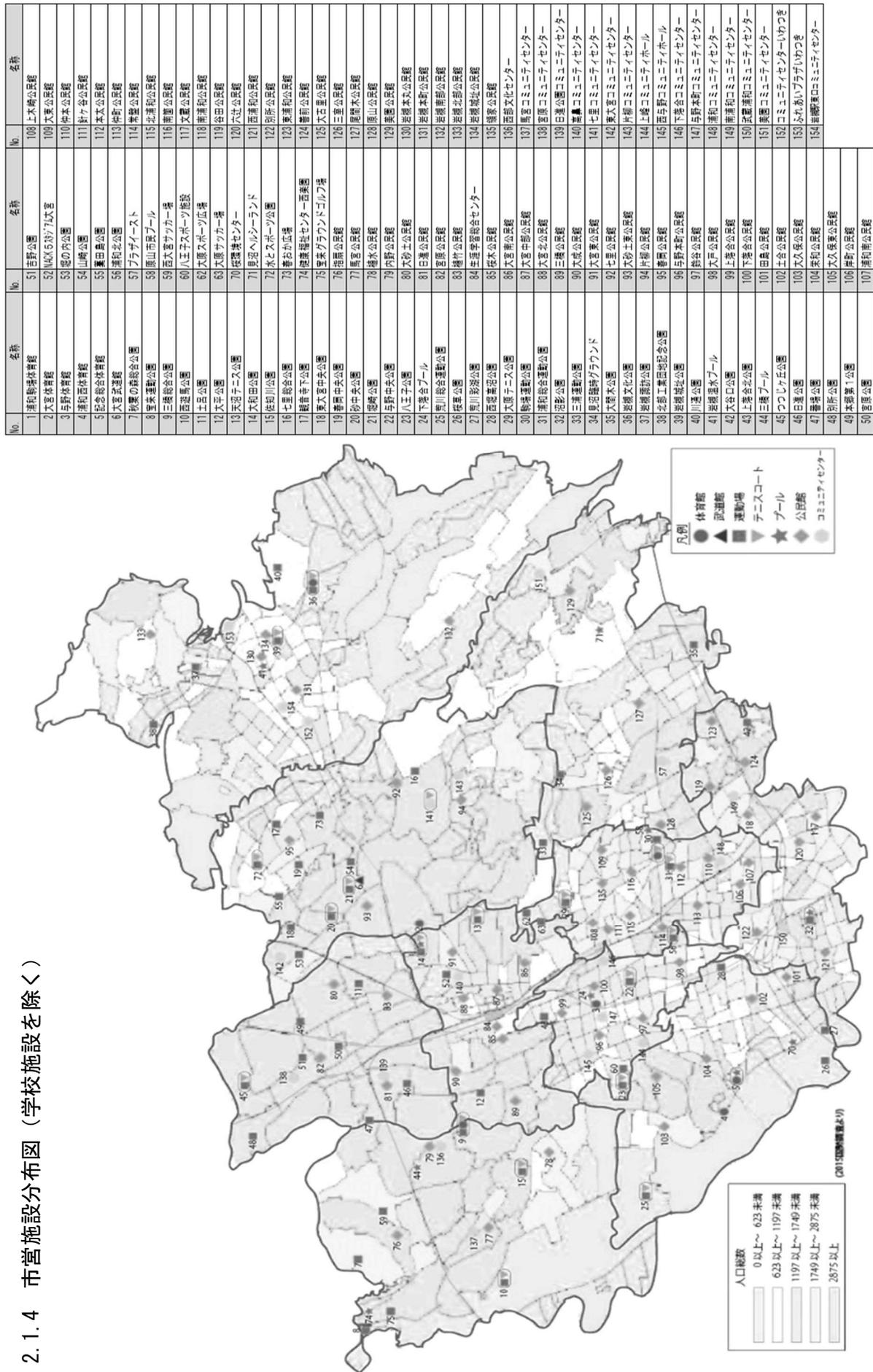
市内のプール（競泳用）の整備状況は次のとおりです。

（令和2年3月1日現在）

施設名	種別	
記念総合体育館	屋内	25m プール：25m×8コース
健康福祉センター西楽園	屋内	25m プール：25m×5コース
三橋総合公園	屋内	25m プール：25m×7コース (水深 1.1～1.3m)
岩槻温水プール	屋内	25m×8コース(水深 1.1～1.3m)
原山市民プール	屋外	25m×7コース(水深 1.2m)
見沼ヘルシーランド	屋内	20m(水深 1.2m)
大和田公園	屋外	50m プール：8コース (水深 1.2～1.4m)
沼影公園	屋内	25m×14.4m 6コース【公認】 (水深 1.2～1.4m)
	屋外	50m×19.4m 8コース【公認】 (水深 1.2～1.6m)
下落合プール	屋内	25m×12m 6コース (水深 1.1～1.3m)
	屋外	50m×15m 7コース (水深 1.3～1.5m)

- ・市営屋内プール（競泳用）は5施設、屋外プール（競泳用）は2施設、屋内と屋外プール（競泳用）を併せ持つ施設が2施設あります。
- ・沼影公園の屋外 50mプールと屋内 25mプールが公認競泳プールとなっています。

2.1.4 市営施設分布図（学校施設を除く）



2.2 スポーツ施設の利用状況

2.2.1 稼働率と抽選倍率

(1) 市立体育館・武道館（主となる競技場）

施設名	稼働率（％）			抽選倍率 （倍）
	平日	土曜日	日曜祝日	
記念総合体育館	74.7	96.6	96.5	1.98
三橋総合公園体育館	93.3	97.8	97.0	8.53
大宮武道館	94.2	99.4	99.6	2.64
岩槻文化公園体育館	56.3	92.2	89.6	1.01
浦和西体育館	88.9	99.5	98.1	5.71
大宮体育館	87.5	98.2	98.6	8.88
浦和駒場体育館	92.9	99.0	99.3	5.10
与野体育館	95.0	97.7	96.6	6.12
平均	85.4	97.6	96.9	5.00

※平成30年度実績による。

- ・市立体育館・武道館の平均稼働率は、平日は85%、土・日曜日、祝日は97%以上となっています。
- ・抽選倍率は全体平均で5.0倍と高い状態で推移しており、市民が利用しづらい状況となっています。

(2) 大規模な体育室等を有する公民館・コミュニティ施設

施設名	稼働率（％）			スポーツ 利用率（％）
	平日	土曜日	日曜祝日	
美園コミュニティセンター（ホール）	83.2	92.2	89.7	89.3
片柳コミュニティセンター（多目的ホール）	91.5	98.1	97.3	97.6
ふれあいプラザいわつき（多目的室）	66.0	92.1	88.1	98.7
岩槻北部公民館（ホール）	90.0	96.9	94.2	81.1
南浦和コミュニティセンター（体育館）	96.7	99.3	99.0	96.8
岩槻南部公民館（ホール）	82.8	94.7	88.6	77.3
東大宮コミュニティセンター（体育室）	53.7	47.2	48.9	97.1
岸町公民館（体育館）	94.2	98.5	97.1	96.1
平均	82.3	89.9	87.9	91.8

※平成30年度実績による。

- ・いずれの施設もスポーツによる利用が多く、軽運動からバスケットボールやバレーボールの試合まで幅広くスポーツで利用されています。
- ・スポーツでの平均利用率は91.8%に達しています。

(4) 市立小・中学校体育施設

	分類	学校数	利用者数	備考
小学校	校庭・体育館設置校数	103校	—	—
	開放実施校	103校	1,352,018人	開放率 100%
	校庭開放校	103校	622,670人	開放率 100%
	うち夜間利用分	12校	41,064人	開放率 11.7%
	体育館開放校	103校	729,348人	開放率 100%
	うち夜間利用分	100校	276,131人	開放率 97.1%
中学校	校庭・体育館設置校数	57校	—	—
	開放実施校	53校	224,797人	開放率 93.0%
	校庭開放校	39校	58,206人	開放率 68.4%
	うち夜間利用分	11校	34,932人	開放率 28.2%
	体育館開放校	52校	166,591人	開放率 91.2%
	うち夜間利用分	52校	158,404人	開放率 100%
	武道場設置校数	47校	—	—
	開放実施校	34校	66,759人	開放率 72.3%
	うち夜間利用分	34校	56,030人	開放率 100%
合計	校庭・体育館設置校数	160校	—	—
	開放実施校	156校	1,643,574人	開放率 97.5%
	うち夜間利用分	152校	566,561人	開放率 97.4%

※平成30年度実績による。

- ・市民に身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校教育に支障のない範囲内で、市立小・中学校体育施設を開放しています。
- ・平成30年度は、小学校103校と中学校53校の校庭や体育館等を開放しており、校庭の延利用人数は約68万人（うち、夜間利用が約7万人）、体育館等の延べ利用人数は約96万人となっています。
- ・校庭に夜間照明があり、夜間も利用可能なのは、小学校12校、中学校11校となっています。

(5) 屋外スポーツ施設

施設分類	稼働率・利用状況	
<p>多目的運動場</p>	<p>・多くの施設で概ね60~70%程度の稼働率ですが、平日はやや低くなる傾向が認められます。(右図は秋葉の森多目的広場の稼働率)</p>	
<p>野球場</p>	<p>・都市公園内に設置されている野球場の稼働率は平日の利用が少ない傾向にあります。 ・硬式野球のできる設備を備えている大和田公園野球場、浦和総合運動場野球場、川通公園野球場の平均稼働率は90%を超えています。</p>	
<p>サッカー場</p>	<p>・平日の平均稼働率は54.3%で、土・日曜日、祝日の88.0%と比較して低くなっています。 ・駒場運動公園補助競技場、堀崎公園グラウンド、八王子スポーツ施設など夜間照明がある人工芝のサッカー場の平均稼働率は平日の夜間でも97.1%と高くなっています。</p>	
<p>陸上競技場</p>	<p>・平日、土・日曜日、祝日ともに午前の平均稼働率は88.1%で、午後の50.1%と比較して高くなっています。 ・駒場運動公園競技場は予約なしの個人利用が多く、平日の夕方は近隣の高校部活動の練習等でも利用されています。</p>	
<p>テニスコート</p>	<p>・土・日曜日、祝日は90%を超える平均稼働率です。</p>	

2.2.2 市立体育館・武道館における大会開催等の優先予約状況

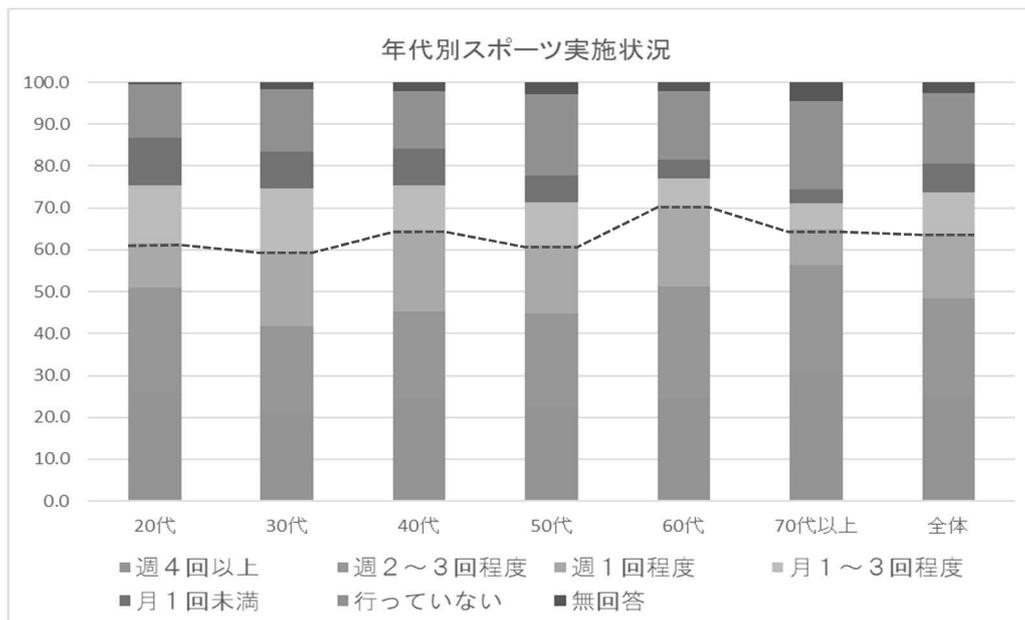
施設名	観客席の有無	年間稼働日数		優先予約日数		優先予約の割合(%)	
		平日	土日	平日	土日	平日	土日
記念総合体育館	有	232	115	111	108	47.8	93.9
大宮武道館	有	244	115	25	103	10.2	89.6
岩槻文化公園体育館	有	244	115	41	76	16.8	66.1
浦和西体育館	無	237	113	124	40	52.3	35.4
大宮体育館	有	239	115	41	95	17.2	82.6
浦和駒場体育館	有	244	115	41	99	16.8	86.1
与野体育館	無	244	115	47	83	19.3	72.2

※平成30年度実績による。

- ・観客席のある体育館・武道館では、土・日曜日に定期的な市民開放日を設けている岩槻文化公園体育館を除き、土・日曜日の利用状況は80~90%が大会による優先予約で占められ、特に大規模な大会が開催可能な記念総合体育館は飽和状態となっています。
- ・優先予約はさいたま市スポーツ協会に加盟している競技種目別の協会や連盟による大会や行事によるもののほか、スポーツのトップリーグ等の興行、関東や全国レベルの大会等で利用されているものです。
- ・スポーツ振興まちづくり計画では、さいたま市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致等を行うこととしています。
- ・しかしながら、大会が開催可能な会場の不足により、各競技団体主催の大会等を7割程度に抑えている状況となっています。

2.3 市民のスポーツ実施状況

令和元（2019）年度に実施した市民意識調査の結果から、週1回程度以上スポーツをしている成人の割合は64.1%となり、30歳代以下の方に比べ40歳代以上の方の割合が高くなっています。また、過去に実施したスポーツに関する市民への意識調査の中でも既存のスポーツ施設に望むこととして、「身近で利用できるように施設数の増加」が最も高くなっています。



※令和元年度後期基本計画市民アンケートによる。

3. 既存スポーツ施設の評価

3.1 スtockマネジメントの手法

3.1.1 考え方

さいたま市公共施設マネジメント計画では、公共施設の整備等に係るコストの縮減を図るため、これまでの「事後保全」から計画的に修繕・改修を行う「予防保全」に切り替えることで、施設の長寿命化を推進することとしています。

そこで、市有建築物の保全に係る基本的な考え方として、市有建築物については標準で60年使用し、躯体の状態が良好な場合には80年以上使用することを目標としています。

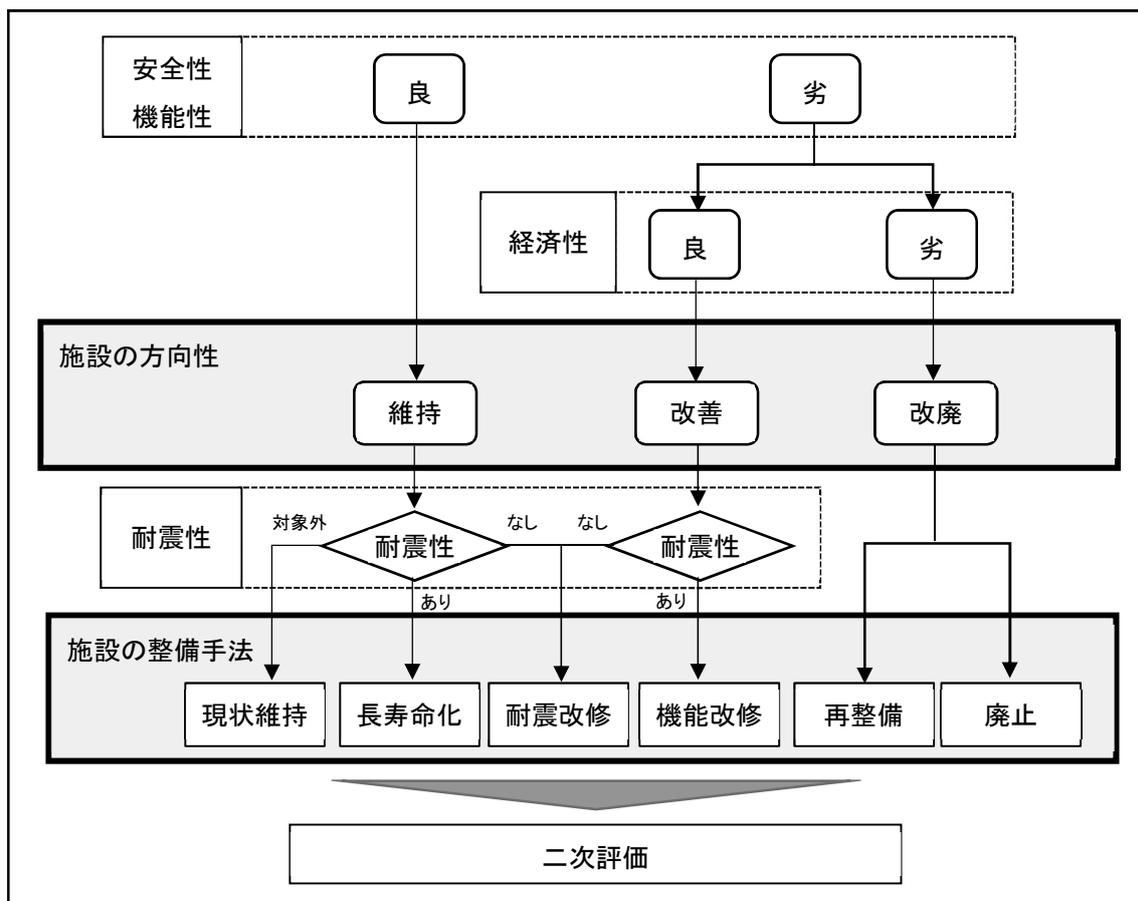
3.1.2 一次評価

(1) 一次評価の手順

一次評価では、上記の考え方を踏まえながら、次のフローに沿って「維持・改善・改廃」の方向性を整理するとともに、整備手法として「長寿命化・耐震改修・機能改修・再整備・廃止」を判断していきます。

なお、一次評価は、建築物や構造物（いわゆるハコモノ）に関する評価のため、屋内施設を主な対象としています。

① 「施設の方向性」「施設の整備手法」の検討フロー



(2) 評価項目

- ・本市が保有するスポーツ施設の基本情報を収集・整理し、既存スポーツ施設の状況を把握する。

① 基本情報の項目

項目	細目
施設種別	体育館、プール（競泳用）、グラウンド等
施設名称	施設名、棟名称
所在	住所
整備年	竣工年（年度）、供用開始年（年度）
規模等	地上階数、地下階数、敷地面積、延床面積、建築面積、建ぺい率、容積率、構造（RC造/SRC造/S造等）、駐車場・駐輪場、競技場種別、競技場床面積、屋内・屋外、占用・共用、観客収容人数、空調、夜間照明
競技可能な種目とその面数	屋内競技、武道、体操・ダンス、屋外競技
工事履歴	内容（躯体の調査/中規模修繕/大規模修繕等）、実施年（年度）、費用、設計会社、建設会社、耐震診断
その他	運営形態（指定管理者/委託等）、運営期間、防災計画上の位置づけ、所管課

② 「安全性・機能性」の項目

項目	細目
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・経過年数 ・躯体の劣化状況 ・特定天井対策の状況 ・AED等の設置状況
機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・室内環境（空調の有無）、内装の劣化（天井、壁、床、建具等）の状況 ・附属設備（トイレ、シャワー、更衣室等）の整備状況 ・バリアフリーの対応状況 ・災害対策の状況（避難スペース、備蓄、防災設備等）
屋外スポーツ施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装の健全度（クレイ系、芝生、人工芝等） ・附属施設の健全度（フェンス、スコアボード、ダグアウト、観覧席、照明等の設備） ・熱中症対策の状況（屋根、ひさし、木陰等の設置）

③ 「経済性」の項目

項目	細目
更新・修繕費	今後の改修・建替えに係るコスト
運営維持管理費	各種委託料（清掃、設備管理、警備等）、指定管理料等
光熱水費・通信費	電気、ガス、水道、下水道、通信
収入	施設の利用料金

④ 「耐震性」の項目

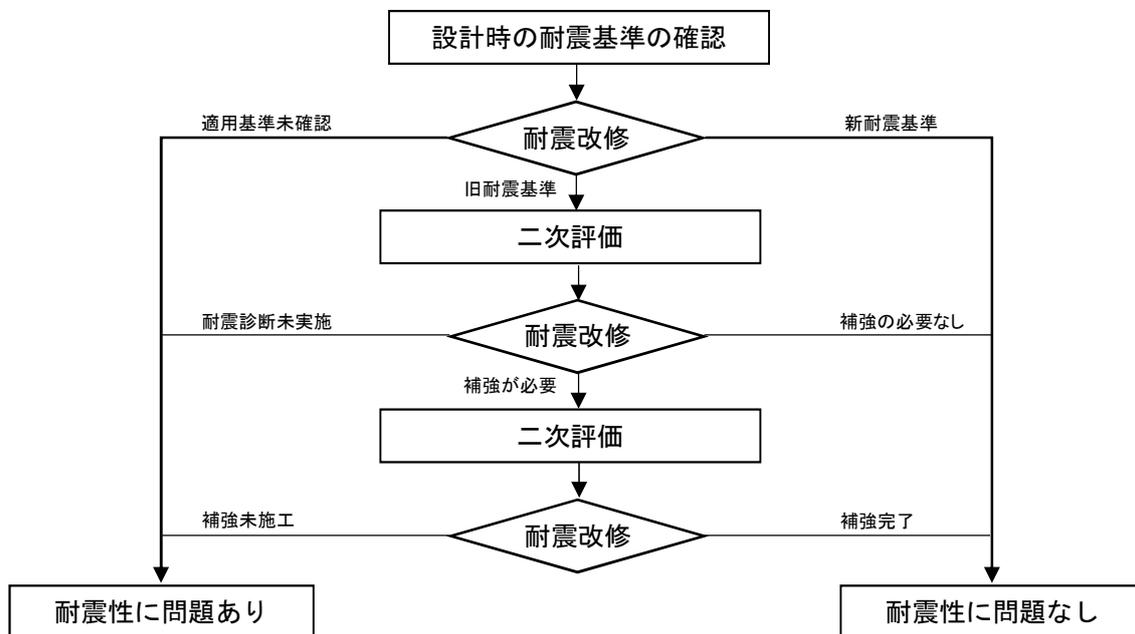
項目	細目
適合する耐震基準	・昭和 56 (1981) 年以前の耐震基準 (旧耐震基準)
耐震診断	・診断の実施の有無、耐震改修の必要性の有無
耐震改修	・改修の実施の有無

※耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日までの建築確認申請において適用された基準が「旧耐震基準」という。これに対し、昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

⑤ 「耐震性」の評価のフロー

- ・施設の方角性が「維持」又は「改善」となった屋内施設は、「耐震性」の評価を実施し、施設の整備手法について検討を行う。



- ・施設の方角性が「維持」となった施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は「耐震改修」を実施する。耐震性に問題がない場合は、長寿命化を図りながら計画的に保全を実施し、建築物を適切に維持する。
- ・施設の方角性が「改善」となった施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は「耐震改修」を実施する。耐震性に問題がない場合は、「機能改修」を実施する。なお、「耐震改修」と合わせて、機能改修を実施することが効率的である場合は、同時に実施しても良い。
- ・施設の方角性が「維持」となった施設の整備手法は「長寿命化」、「改善」となった施設の整備手法は「機能改修」とする。なお、屋外施設等の建築物として取り扱われない施設は、「耐震性」の評価は実施しない。
- ・施設の方角性が「改廃」となった施設は、「再整備」若しくは「廃止」となるが、この判断については「スポーツ施設の基本方針に関する検討【二次評価】」を実施することが望ましい。ただし、明らかに劣化が進行し評価が宜しくない芳しくない施設に関しては、この評価で「廃止」と判断することは可能である。

(3) 評価の考え方

① 「安全性・機能性」の評価の考え方

評価基準	判定
<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。 • 部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い（日常的な保守管理及び経過観察により対応）。 • 法定点検での是正報告がない、又は是正事項がすでに改善されている（改善予定も含む）。 • 施設の安全対策がなされている。 	良
<ul style="list-style-type: none"> • 全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である。 • 劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である。 • 法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、若しくは重大な事故、施設の利用制限が想定される。 • 重大な事故の恐れがあり、安全に関する対策が実施されていない。 	劣

② 「経済性」の評価の考え方

評価基準	判定
<ul style="list-style-type: none"> • 改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。 • 収入が多く、今後も施設利用が見込める。 • 維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。 	良
<ul style="list-style-type: none"> • 改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。 • 相対的、若しくは目標値に対して、著しく状況が悪い。 	劣

③ 施設の方向性の概要

方向性	整備手法	内容
維持	現状維持	施設の機能を維持しながら、長期的に使用し続ける。
	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する。
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。
改廃	再整備(改築)	現状の施設を解体し、現地若しくは別の敷地に新たに施設を整備する。
	廃止	施設を解体・撤去する。

3.1.3 一次評価結果

(1) 屋内スポーツ施設

① 市立体育館・武道館の一次評価結果

施設名	安全性・機能性	経済性	方向性	耐震性	整備手法
与野体育館	劣	劣	改廃	—	再整備／廃止
浦和駒場体育館	劣	劣	改廃	—	再整備／廃止
大宮体育館	劣	劣	改廃	—	再整備／廃止
浦和西体育館	劣	劣	改廃	—	再整備／廃止
岩槻文化公園体育館	良	—	維持	あり	長寿命化
大宮武道館	良	—	維持	あり	長寿命化
三橋総合公園体育館	良	—	維持	あり	長寿命化
記念総合体育館	良	—	維持	あり	長寿命化

- ・与野体育館、浦和駒場体育館、大宮体育館、浦和西体育館は、築年数が古く、雨漏りなど施設の劣化が進み、利用者ニーズに対して機能等が古くなり使い勝手が悪くなっているため「安全性・機能性」の評価を「劣」としました。
- ・浦和駒場体育館、大宮体育館、浦和西体育館は、修繕費用や運営コストが割高になっていることから、「改廃」「再整備／廃止」としました。
- ・与野体育館は、収益性が高く、8館の中で最も低い運営コストですが、築52年と最も古く、老朽化が進んでおり、近々に建替えもしくは大規模改修の費用が嵩むと判断し、経済性の評価を「劣」とし、「改廃」「再整備／廃止」と評価しました。

② 公民館やコミュニティ施設の大規模な体育室等の一次評価結果

- ・少年団などの大会にも使われる体育室を持つ公民館やコミュニティ施設は、いずれも安全性・機能性とも「良」に相当する状況です。
- ・耐震性も満たしていることから、長寿命化を図り、今後も継続して利用できるようなることが望まれます。

③ 公民館やコミュニティ施設の小規模な体育室等の一次評価結果

- ・主として地域のコミュニティ活動で使用される施設であることから、評価は行わないものとします。

④ 市立小・中学校体育館の一次評価結果

- ・市内の小・中学校の体育館は、下表のとおり築30～40年以上の施設が多く老朽化が著しいものと考えられます。
- ・施設の維持管理・更新については、「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づくものとします。

市立小・中学校体育館の築年数の状況

(平成31年4月1日現在)

施設数		築年数				
		19年以下	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上
小学校	104	7	5	32	60	0
中学校	57	4	12	23	14	4

- ・学校施設の躯体の健全性調査結果では、以下の学校の体育館が「不可」の評価を受けています。

小学校 9校	… (下落合小、岩槻小、三橋小、原山小、谷田小、大成小、宮原小、大砂土東小、太田小)
中学校 4校	… (岸中、大宮東中、与野東中、岩槻中)

(2) 屋外スポーツ施設

施設分類	評価
スタンド施設を持つ野球場、サッカー場	いずれの施設についても、安全性・機能性・耐震性とも問題はなく、長寿命化対応が妥当と考えられます。
多目的運動場、野球場、ソフトボール場、サッカー場	トイレや更衣室などのアメニティ施設が利用しづらいため、質を高めていくための改善が必要です。
陸上競技場	岩槻文化公園の陸上競技施設は全体的に劣化が進んでおり、機能の改善や更新が必要です。
テニスコート	コート表層の劣化が進む施設もあり、安全性の点からも改善が必要と考えられます。トイレや更衣室などの整備とあわせて改善が必要な施設も少なくありません。

(3) 屋内・屋外プール（競泳用）

プール（競泳用）については、一般利用の市営プール（競泳用）と市立小・中学校のプールに分けて整理しました。

① 市営プール（競泳用）

- ・築30年以上が経過したプール（競泳用）は、水槽の劣化なども進んでいることから安全性・機能性は低下しているものと考えられます。
- ・沼影公園や下落合プールの屋内プール（競泳用）は、施設が古く、当該施設単独での温水供給のためコスト的には優れていないものと考えられます。
- ・屋外プール（競泳用）は、年間を通じた稼働率が低く、利用人数に比して維持管理コストがかかると評価されます。

② 市立小・中学校プール

- ・市立小・中学校プールは、築30年以上を経過している施設が多く、老朽化も著しく、毎年の修繕費用も小さくないことから、改廃について検討を進める必要があると考えられます。

市立小・中学校プールの築年数の状況

(平成31年4月1日現在)

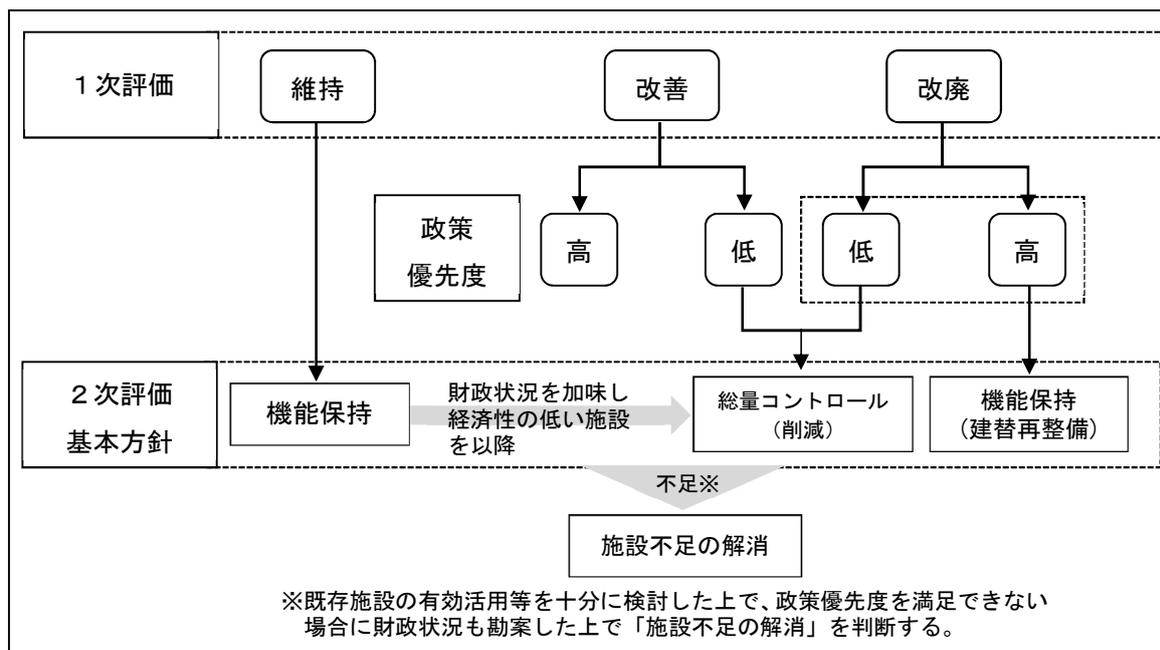
施設数		築年数				
		19年以下	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上
小学校	104	6	6	24	47	21
中学校	57	4	10	17	23	3

3.1.4 二次評価

(1) 二次評価の手順

二次評価は、一次評価において「改善」か「改廃」と判断された施設について政策優先度の高低に応じて、「機能保持」「総量コントロール（削減）」「機能保持（建替再整備）」を基本方針として定めます。

その上で、利用ニーズと比して施設が不足するものについては、これを解消する対策を検討します。なお、政策優先度の評価は、本方針の期間中であっても必要に応じて行うものとします。



3.1.5 二次評価結果

(1) 屋内スポーツ施設

① 市立体育館・武道館の二次評価結果

施設名	一次評価		二次評価	
	方向性	整備手法	政策優先度	基本方針
与野体育館	改廃	再整備／廃止	高	短期：建替再整備
浦和駒場体育館	改廃	再整備／廃止	高	短期：機能保持 長期：建替再整備
大宮体育館	改廃	再整備／廃止	高	短期：機能保持 長期：建替再整備
浦和西体育館	改廃	再整備／廃止	高	短期：機能保持 長期：建替再整備
岩槻文化公園体育館	維持	長寿命化	—	機能保持
大宮武道館	維持	長寿命化	—	機能保持
三橋総合公園体育館	維持	長寿命化	—	機能保持
記念総合体育館	維持	長寿命化	—	機能保持

- ・与野体育館は、利用率も高く、基幹的施設であることから、建替再整備が必要となります。また、中央区役所周辺の公共施設の再編計画への影響も考慮して整備時期を短期に

位置付けます（築 55 年が経過しており、20 年程度で躯体の耐用年数を迎えることも考慮しています）。

- ・浦和駒場体育館、大宮体育館、浦和西体育館は改廃の検討対象ですが、いずれの施設も利用率が高く、基幹的体育館として重要度が高いため、当面は機能保持しつつ、長期的には建替再整備が必要となります。
- ・岩槻文化公園体育館、大宮武道館、三橋総合公園体育館は、築 30 年前後であるため、長寿命化とともに、改修・修繕等とあわせてバリアフリー化や省エネルギー化などの機能改修を図りながら機能保持し、今後も長期にわたって使用する施設となります。
- ・記念総合体育館は、築 16 年であり 20 年、40 年とマネジメント計画に準じて長寿命化を図り、今後も長期にわたって使用する施設となります。

② 公民館やコミュニティ施設の大規模な体育室等の二次評価結果

- ・地域におけるスポーツ利用の視点からはニーズも高く、市民が日常的なスポーツ活動を行うための施設として必要性が高いものと評価されます。このため、長寿命化を図り機能保持して利用し続けられることを期待します。
- ・コミュニティ施設としての施設マネジメントの視点から建替え等が行われる際には、同等の機能の建替再整備、もしくは周辺における代替の機能保持を求めていくものとします。

③ 市立小・中学校体育館の二次評価結果

- ・学校教育には必須の施設であることから、基本は長寿命化が図られるものと考えられますが、躯体の健全性調査において「不可」と判定された 13 校については、対応策を検討し、機能保持又は建替再整備の検討を進める必要があります。
- ・現状、すべての学校に 1 つずつプールがありますが、実際に教育活動で使用する期間は 1～2 か月程度となっています。メンテナンス等の維持管理を考えると、現行のプールを今のまま維持していくためには、多額の費用が必要となります。したがって、建替えの際には、学校プールの統廃合等を検討した上で、通年で利用できる屋内プールとして、市民も利用しやすい施設として整備することが望まれます。
- ・施設の運営においても学校と市民の効率的な利用が図られるよう、新たなルールの導入が期待されます。

(2) 屋外スポーツ施設

施設分類	評価
スタンド施設を持つ 野球場、サッカー場	・いずれの施設についても、大会利用や市民利用ニーズも高いことから機能保持とします。
多目的運動場、野球場、ソフトボール場、サッカー場	・現時点では、いずれの施設も多く市民に利用されていることから、バリアフリー対応などの機能改修を図りながら機能保持し、長期にわたり利用することが望まれます。 ・河川敷等にある施設については洪水により一定期間利用できないリスクがあることから、代替の機能保持が望まれます。
陸上競技場	
テニスコート	

(3) 屋内・屋外プール（競泳用）

- ・屋内プール（競泳用）は、体力が低下している人や高齢者、普段運動習慣のない人でも無理なく運動することができるなど、幅広い世代が体力づくりの場として利用できる施設です。
- ・令和元（2019）年度さいたま市インターネット市民意識調査において、「水泳や水中ウォーキングができる施設」は、「ウォーキング、散歩、ランニングができる施設」、「筋力トレーニングができる施設」に次いで利用したい施設として挙げられており、利用ニーズが高い施設となっています。
- ・屋内プール（競泳用）は、スポーツの振興だけでなく、市民の健康増進や福祉の向上を図る施設として期待される施設であることから、将来的には再整備を図ることが望まれます。
- ・屋外プール（競泳用）は夏期だけの稼働であり、屋内施設化を図ることで、利便性・稼働率の向上を図ることができます。また、複数の屋外プール（競泳用）を統合することで、総量コントロールを図ることができると考えます。

4. スポーツ施設の整備水準の検討

4.1 将来のスポーツ施設へのニーズ

4.1.1 将来スポーツ人口の推計

本市の人口は、令和12(2030)年をピークに減少に転じ、少子高齢化も進行すると予測されています。特に団塊の世代(1947～1949年生まれ)が令和12(2030)年には後期高齢者となっており、市内で最も多い団塊ジュニア世代(1971～1974年生まれ)も50歳代後半となるなど、人口構成は大きく変化していきます。

市民のスポーツ実施率に目を向けると、スポーツ実施率は年代により異なるため、将来のスポーツ施設ニーズの検討に際しては、人口構成の変化とスポーツ実施率の違いを考慮して検討を行いました。

(1) スポーツ実施率(令和元年度)

スポーツ活動への取り組み程度	構成比 (%)
全体	100.0
週4回以上	24.9
週2～3回程度	23.4
週1回程度	15.8
月1～3回程度	9.7
月1回未満	6.7
行っていない	17.0
無回答	2.5

※令和元年度後期基本計画市民アンケートによる。

(2) 年齢別スポーツ実施率

年代	週4回以上	週2～3回程度	週1回程度	月1～3回程度	月1回未満	行っていない
20歳代	25.8%	25.3%	10.5%	13.7%	11.6%	12.6%
30歳代	21.4%	20.3%	18.0%	15.1%	8.7%	14.8%
40歳代	24.1%	21.3%	19.4%	10.5%	8.8%	13.8%
50歳代	22.7%	22.0%	16.4%	10.3%	6.3%	19.3%
60歳代	24.4%	26.7%	19.6%	6.2%	4.6%	16.4%
70歳代以上	31.1%	25.3%	8.6%	6.2%	3.3%	21.1%

※令和元年度後期基本計画市民アンケートによる。

- ・市民の成人の週1回程度以上のスポーツ実施率は令和元年度に実施した調査から64.1%となっています。
- ・年齢別にみると、週1回程度以上スポーツを行っている人は、30歳代を底として60歳代で70.7%、70歳代以上で65.0%となっています。

(3) スポーツ実施人口の予測

将来のスポーツ実施人口について、次のとおり予測しました。

予測に際しては、年代でスポーツ実施率が異なるため、将来の年齢構成が変化することも考慮して、年代ごとの人口とスポーツ実施率を用いて計算しました。

	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2040年)	令和22年 (2050年)
将来のスポーツ実施人口	620,600人	675,100人	666,200人	661,900人	621,600人
スポーツ実施率	64.1%	70%	70%	70%	70%

・令和元（2019）年度で 64.1%のスポーツ実施率が、目標とする実施率 70%を達成すると令和7（2025）年の実施人口は 675,100 人、その後人口減少の影響もあり徐々に減少し、令和 22（2050）年に現在と同程度の 621,600 人になります。

(4) 施設分類ごとの利用者数の予測

スポーツ施設の利用状況から、体育館、テニスコートの抽選倍率は5倍前後と高く、現状でも施設量が不足している様子がうかがえます。

また、将来のスポーツ実施意向で上位に位置する水泳は、高齢社会を迎える本市にとって健康づくりに有効な運動と考えられ、ニーズが高まるものと考えられます。

そこで、体育館、テニスコート、屋内プール（競泳用）について将来の施設ニーズを検討します。

(ア) 体育館利用者数の将来推計（武道種目を含まない）

	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2040年)	令和22年 (2050年)
将来の体育館利用者数	122,300人	133,000人	131,100人	130,400人	122,500人
スポーツ実施率	64.1%	70%	70%	70%	70%

・令和元（2019）年度で 64.1%のスポーツ実施率が、目標とする実施率 70%を達成すると令和7（2025）年の体育館利用者数は 133,000 人、その後人口減少の影響もあり徐々に減少し、令和 22（2050）年に現在と同程度の 122,500 人になります。

(イ) テニスコート利用者数の将来推計

	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2040年)	令和22年 (2050年)
将来のテニスコート 利用者数	81,900人	89,200人	87,900人	87,400人	82,100人
スポーツ実施率	64.1%	70%	70%	70%	70%

- ・ 令和元(2019)年度で64.1%のスポーツ実施率が、目標とする実施率70%を達成すると令和7(2025)年のテニスコート利用者数は89,200人、その後人口減少の影響もあり徐々に減少し、令和22(2050)年に現在と同程度の82,100人になります。

(ウ) 屋内プール(競泳用)利用者数の将来推計

	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2040年)	令和22年 (2050年)
将来の屋内プール (競泳用)利用者数	29,800人	32,400人	31,900人	31,800人	29,800人
スポーツ実施率	64.1%	70%	70%	70%	70%

- ・ 令和元(2019)年度で64.1%のスポーツ実施率が、目標とする実施率70%を達成すると令和7(2025)年の屋内プール(競泳用)利用者数は32,400人、その後人口減少の影響もあり徐々に減少し、令和22(2050)年に現在と同程度の29,800人になります。

4.2 将来のスポーツ施設不足量

4.2.1 不足量の検討手順

スポーツ実施人口の検討の結果、令和7（2025）年頃をピークに、徐々に減少していくものと予測されましたが、その減少度合いは緩やかです。

施設量は今のままで、実施人口により抽選倍率が変化すると仮定すると、令和22（2050）年までの体育館の抽選倍率は下表のとおりとなります。

実施率が現状のままの場合でも、30年後の令和22（2050）年で4.58倍であり施設の予約のしづらさはあまり改善されないことがわかります。

実施率が目標とする70%を達成した場合には、今より更に予約がしづらくなり、30年後の令和22（2050）年に同程度になります。

◆ スポーツ実施率と体育館の抽選倍率 (倍)

スポーツ実施率	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2040年)	令和22年 (2050年)
現状の64.1%のままの場合	5.0	4.98	4.91	4.88	4.58
目標とする70%を達成した場合	—	5.44	5.36	5.33	5.01

(1) 体育館不足量

① 将来人口の予測値とサービス水準

市立小・中学校体育館の開放が盛んに行われていることを考慮して、現在、市民に広くに利用されている競技場床面積を、59,157 m²としました。

施設分類	総床面積	内訳
市立体育館・武道館	19,418 m ²	市立体育館・武道館（8施設）の競技場床面積
公民館 コミュニティ施設	3,511 m ²	大規模な体育室等を有する施設（8施設）でスポーツ利用が可能な床面積
市立小・中学校 体育館	36,228 m ²	開放している市立小・中学校体育館でスポーツ利用が可能な床面積（158校）
合計	59,157 m ²	

令和元（2019）年現在の体育館利用者数推計値の122,300人から、一人当たりの競技場床面積は0.483 m²と推計されます。

令和7（2025）年以降、スポーツ実施率が目標とする70%を達成した場合、現在と同程度の一人当たりの面積0.483 m²を確保するためには、現状のままでは最大で5,000 m²程度不足します。

	スポーツ 実施率	一人当たりの 競技場床面積	体育館 利用者数	床面積	不足が見込まれる 床面積
令和元年 (2019年)	64.1%	0.483 m ² /人	122,300人	59,157 m ²	—
令和7年 (2025年)	70.0%		133,000人	64,239 m ²	5,082 m ²
令和12年 (2030年)			131,100人	63,321 m ²	4,164 m ²
令和17年 (2040年)			130,400人	62,983 m ²	3,826 m ²
令和22年 (2050年)			122,500人	59,167 m ²	10 m ²

5,000 m²増床し、スポーツ実施率が目標とする70%を達成した場合、令和7（2025）年度以降の一人当たりの競技場床面積は0.52 m²程度となり、現状の0.48 m²よりは改善されます。また、抽選倍率も令和12（2030）年以降は4倍台となり、現状の5倍から減少傾向をたどります。

◆ 5,000 m²増床した場合の一人当たりの床面積と抽選倍率

スポーツ実施率	項目	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2040年)	令和22年 (2050年)
目標とする70%を達成した場合	競技場床面積 (m ² /人)	0.520	0.521	0.521	0.523
	抽選倍率 (倍)	5.01	4.94	4.91	4.62

② 政令指定都市(20都市)との比較

政令指定都市における競技場床面積660 m²以上の体育館を対象とした、人口1万人当たりの競技場床面積は次のとおりです。

都市名	対象施設数		競技場床面積		人口		m ² /万人	
	施設数	順位	面積m ²	順位	万人	順位	面積m ²	順位
新潟市	20	3	27,446	4	79.2	16	347	1
仙台市	14	8	30,771	2	106.2	11	290	2
浜松市	15	6	19,691	7	80.4	15	245	3
さいたま市	9	15	14,064	13	130.2	9	108	14
川崎市	9	15	12,455	18	150.0	7	83	18
相模原市	3	20	5,165	20	71.8	18	72	19
横浜市	23	2	26,271	5	374.5	1	70	20
政令指定都市平均	13.4						143	

※施設数は、単一施設内に独立した競技場床面積660 m²以上の施設がある場合は1施設として計上。人口は平成31（2019）年1月1日現在住民基本台帳人口（総務省）による。

・本市の競技場床面積660 m²以上の施設数は9施設で、政令指定都市20都市中15位、人口1万人当たりの競技場床面積は108 m²で、20都市中14位となります。

本市の人口1万人当たりの競技場床面積を政令指定都市の平均まで引き上げた場合の市立体育館における競技場床面積を算出します（660 m²以上の施設を対象）。

政令指定都市との比較	1万人当たりの面積 (m ² /万人)	競技場床面積 (m ²)	
		現況・換算値	不足分
さいたま市の現状	108	14,064	—
政令指定都市平均	143	18,618	4,554

・人口1万人当たりの競技場床面積（660 m²以上の施設）で、政令指定都市の平均水準を確保した場合、18,618 m²となります。
 ・全国の政令指定都市の平均水準までには、4,554 m²の不足が生じます。

③ 体育館のまとめ

体育館の予約がなかなか取れないという市民からの声が多く寄せられている状況から、将来的な人口減少が起きたとしても、少なくとも5,000㎡程度の競技場床面積の確保が望ましいと考えられます。

人口減少に伴い体育館利用者も減少していきませんが、5,000㎡程度の増床では、当面（30年以上）、過剰な状態とはなりません。その間に、既存体育館の老朽化が進み、改廃を検討しなければいけない時期がくると思われることから、現時点では早期に5,000㎡程度の増床を目指し、市民のニーズに応え、スポーツ実施率の向上の受け皿を整えていくことが求められます。

また、これにより政令指定都市の平均水準にも近づくこととなります。

(2) テニスコート不足量

① 将来人口の予測値とサービス水準

市営のテニスコートは113面あります。

現在のテニスコート利用者数推計値の81,900人から、千人当たりの面数は1.38面と推計されます。

施設分類	面数	テニスコート利用者千人当たりの面数
市営テニスコート	113面	1.38面

令和7（2025）年以降、スポーツ実施率70%の目標を達成した場合、現在と同程度のテニスコート利用者数千人当たり1.38面を確保するためには、現状のままでは最大で10面程度不足します。

	スポーツ実施率	千人当たりの面数	テニスコート利用者数	面数	不足が見込まれる面数
令和元年（2019年）	64.1%	1.38面	81,900人	113面	—
令和7年（2025年）	70.0%		89,200人	123面	10面
令和12年（2030年）			87,900人	121面	8面
令和17年（2040年）			87,400人	120面	7面
令和22年（2050年）			82,100人	113面	—

② テニスコートのまとめ

今後、スポーツ実施率が目標とする70%を達成した場合、テニスコート利用者数は1割程度増えると考えられ、現在と同程度の利用状況を確保するためには、10面程度のコートの確保が必要となります。

テニスコートの利用状況をみると、市街地内にある施設では利用率が高く抽選倍率も高いことから市民のニーズは住まいから近い場所にあるものと推察されることから、現状では、市立中学校、市立高校のテニスコートを学校教育に支障のない範囲内で開放することや、夜間照明設備の設置による夜間利用の実現など、既存施設を有効活用することにより、相当数のニーズを吸収できる可能性があるものと考えられます。

(3) 屋内プール（競泳用）不足量

① 将来人口の予測値とサービス水準

市営のプール（競泳用）は、9か所、水面積 5,080 m²が設置されています。このうち、水泳に利用されている屋内プール（競泳用）は7か所、水面積は2,135 m²となります。

施設分類	箇所数	水面積
市営プール（競泳用）	9	5,080 m ²
うち屋内プール（競泳用）	7	2,135 m ²

健康志向の高まりを受け、今後行いたいスポーツとして水泳を挙げている市民は、通年で泳ぐことができる屋内プール（競泳用）の利用を想定しているものと考えられます。

このため、ここでは、屋内プール（競泳用）の水面積について検討することとします。

現在の屋内プール（競泳用）利用者数推計値の29,800人から、千人当たりの水面積は71.64 m²と推計されます。令和7（2025）年以降、スポーツ実施率70%の目標を達成した場合、現在と同程度の屋内プール（競泳用）利用者数千人当たりの水面積71.64 m²を確保するためには、現状のままでは200 m²程度不足します。

	スポーツ実施率	千人当たりの水面積	市営プール（競泳用）利用者数	屋内プール（競泳用）水面積	不足が見込まれる水面積
令和元年（2019年）	64.1%	71.64 m ²	29,800人	2,135 m ²	—
令和7年（2025年）	70.0%		32,400人	2,321 m ²	186 m ²
令和12年（2030年）			31,900人	2,285 m ²	150 m ²
令和17年（2040年）			31,800人	2,278 m ²	143 m ²
令和22年（2050年）			29,800人	2,135 m ²	—

② プール（競泳用）のまとめ

今後、スポーツ実施率が目標とする70%を達成した場合、現在の屋内プール（競泳用）と同程度の利用状況を確保するためには、水面積にして200 m²程度不足します。

しかしながら、将来のスポーツ実施意向上位に位置する水泳は、高齢社会を迎える本市にとって健康づくりに有効な運動と考えられ、今後更にニーズは高まるものと考えています。

したがって、今後のニーズの高まりに合わせて、屋外・屋内を合わせたプール（競泳用）の需要を満たしつつ、利便性・稼働率の向上を図るため、引き続き整備方針を具体化していく必要があります。

以上のとおり、体育館、テニスコート、屋内プール（競泳用）において、将来、スポーツ実施率70%の目標を達成した場合、現状と同程度の利便性を確保するために必要な施設数（量）は、次のとおりとなります。

施設の分類	望ましい施設量
体育館	現在の競技場床面積約19,400 m ² に加えて、5,000 m ² 程度の増床を図る
テニスコート	現在のテニスコート113面に加えて、10面程度のコートの確保を図る
屋内プール（競泳用）	今後のニーズの高まりに合わせて、引き続き整備方針を具体化していく

4.3 マネジメント計画

4.3.1 まとめ

市内の主要な既存スポーツ施設について、今後の施設マネジメントの基本方針を次のように示します。

施設分類	基本方針
体育館・武道館	<ul style="list-style-type: none"> ・利用頻度が高く施設が慢性的に不足している状況を踏まえ、各施設の長寿命化を推進するとともに、老朽化が著しい施設については計画的な建替え等を進めます。
屋内プール (競泳用)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来のスポーツ実施意向で上位に位置する水泳は、高齢社会を迎える本市にとって健康づくりに有効な運動と考えられ、ニーズが高まるものと考えられることから、各施設の長寿命化を推進するとともに、老朽化が著しい施設については計画的な建替え、学校プールと併せた一般市民の利用が可能となるプール（競泳用）の整備、利用ルールの整備等についての検討を進めます。 ・公民連携による整備やソフト事業の充実による利用率の向上、経済性の改善を図ります。
屋外プール (競泳用)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進行している施設が多いこと、健康志向を受けて通年型施設のニーズが高まり、屋外プール（競泳用）はスポーツ振興の視点からはニーズが低下しています。 ・プール（競泳用）が主となっている施設については、屋内化を目指し、学校を含む周辺の公共施設との複合化等も検討します。 ・レジャー機能が併設されている施設については、レジャーの側面からの市民ニーズや公園としての機能や役割を考慮して、改廃について個別に検討することが必要となります。
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な利用が図られているため、計画的な維持管理・更新に取り組んでいきます。 ・利用率の低下等があった場合は、他のサービスとの複合化や集約化を検討します。
野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・大和田公園野球場、浦和総合運動場野球場、川通公園野球場は、高校野球の大会会場等にも利用されており、安定的な利用が図られているため、適切な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図っていきます。
サッカー場	<ul style="list-style-type: none"> ・駒場運動公園競技場、大宮公園サッカー場は、Ｊリーグ等のホームスタジアムとなっていること、全国的な大会等にも多く使われ、サッカーのまちさいたまとしての本市の象徴的施設であることから、適切な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図っていきます。
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・岩槻文化公園陸上競技場は、安定的な利用が図られているため、適切な維持管理を行っていきます。 ・駒場運動公園競技場は、市内唯一の公認競技場として重要な役割を担っていることから、適切な維持管理を図っていきます。
多目的運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な種目が行われており、基本的には安定的な利用が図られているため、適切な維持管理を行っていきます。

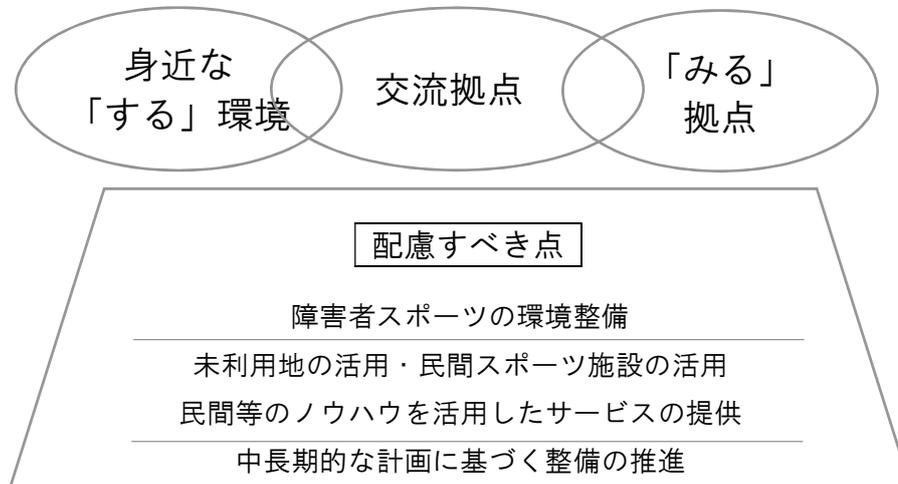
4.3.2 個別施設計画

本方針の実施に当たっては、さいたま市公共施設マネジメント計画における個別施設の改修・更新等の基本的な考え方や実施時期等を踏まえ、計画的に進めていきます。

5. スポーツ施設の整備方針

5.1 スポーツ施設整備の基本的な考え方

「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」（平成 29（2017）年 3 月）において定めた市内の「スポーツ施設の整備に関する検討の方向性」は、次のように表されます。



- ・ 身近な「する」環境

高齢社会を見据え、スポーツを通して健康で活力あるまちづくりを目指す本市においては、市民が日常的に運動やスポーツに親しむために、小学校や中学校レベルの学区の範囲程度で気軽にスポーツができる身近な施設や環境が大切です。

- ・ 交流拠点

スポーツによる世代や地域を超えた交流は、コミュニティや社会の活性化に大きく貢献します。また、日常の活動の成果を発揮しながら、他者と交流することも、スポーツの楽しさを高めることに効果を発揮します。このようにスポーツの持つ交流の効果を実現する拠点の整備が求められます。

- ・ 「みる」拠点

トップアスリートの素晴らしいプレイを観ることは、夢や感動を生むとともに、地域アイデンティティの向上などにも効果を発揮し、地域活力の向上につながります。「さいたま市国際スポーツタウン構想」（平成 28（2016）年 3 月）のもと日本一のスポーツ先進都市を掲げるさいたま市にふさわしい「みる」拠点を整えます。

- ・ 配慮すべき点

これらの環境の整備に際しては、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れるとともに、民間ノウハウの活用や、未利用地等の活用などを図り、中長期的な計画に基づき、適切な整備を推進していくことが大切です。

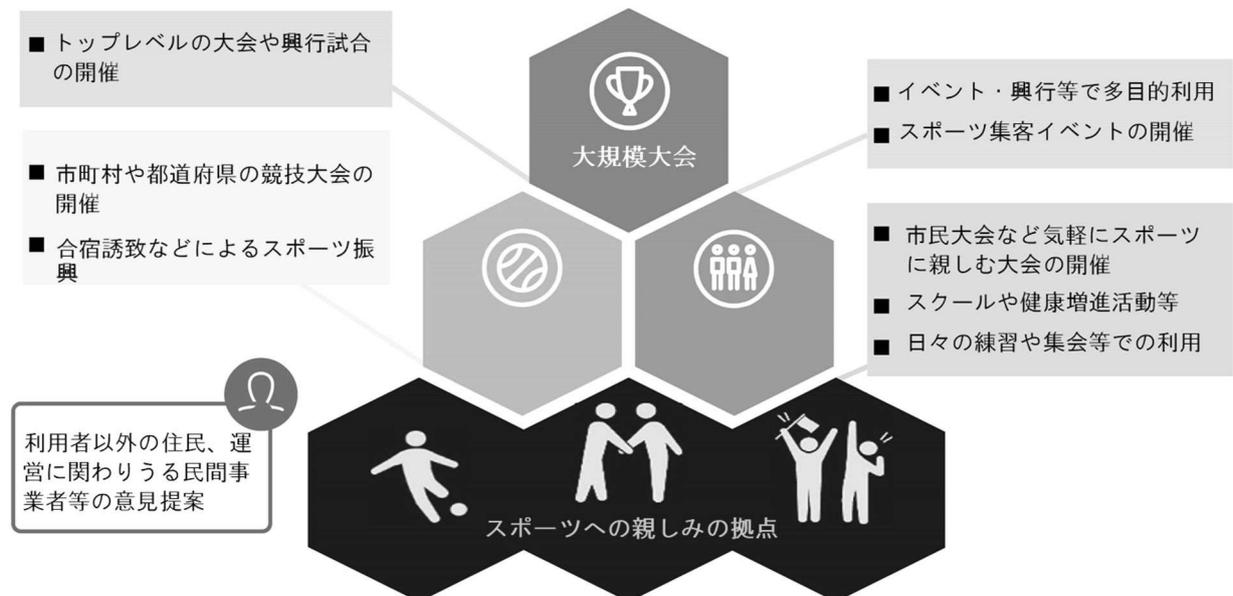
5.2 施設類型の考え方

5.2.1 スポーツ施設の分類

前項で示したスポーツ施設整備の基本的な考え方及び現状を踏まえ、本市のスポーツ施設整備については、次のような類型に分けて考えることとします。

類型	主たる目的	規格・規模	主な利用方法
I	<ul style="list-style-type: none"> ・みるスポーツの拠点施設 ・トップアスリートの試合などを行う施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・高グレード、各種トップリーグの施設基準等を満たす ・観客席付きで興行施設として利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツや国際試合、スポーツ興行など
II	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた国内外、多世代の交流促進や試合・イベントなどを行う施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的大会などが行える一定程度の規格（選手・役員控室、救護室、器具の出し入れが可能な搬入口、大会の開催に対応できる駐車場等）を満たす 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国・関東大会や、市民リーグ、市内各種公式試合など ・市やスポーツ協会、種目別連盟・協会などによる教室や交流イベントなど
III	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常的なスポーツ活動のための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・観客席が無く、公的大会の開催基準を満たさない 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる日々の運動やトレーニング等の定期的な活動など

(参考：スポーツ庁資料)



5.2.2 スポーツ施設の規模や規格

(1) 施設の種類

近年のスポーツニーズの多様化や本市の実態を踏まえて、施設を次のように分けて整理します。現時点では市内には無い施設もありますが、将来的に対応が必要になる可能性があることを踏まえて示しました。

施設分類			
屋内	体育館・武道館	市立体育館	
		大規模な体育室等を有する公民館やコミュニティ施設	
		市立小・中学校体育館	
	弓道場		
	公民館やコミュニティ施設の体育室		
	スタジオ・ジム等	フィットネスジム	
		スタジオ	
ボクシングジム等			
屋外	グラウンド	多目的運動場	
		野球場	
		サッカー場	
		校庭	
	陸上競技場等	陸上競技場	
		ランニングコース等	
	テニスコート		
	フットサル場		
	その他	ゴルフ場	ゴルフ
			グラウンドゴルフ、ターゲット・バードゴルフ等
		自転車用施設	
アーバンスポーツ施設			
屋内外	プール（競泳用）		

(2) 類型に該当する施設の規模や規格

① 屋内施設

施設分類	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ
体育館 武道館	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツや国際試合等の開催に対応できる競技場 ・5,000 席以上の観客席 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的大会が行える体育館 ・ある程度の観客席を有する体育館 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育館やこれと同程度の体育館 ・剣道、柔道等に利用する学校の武道場や既存体育館の武道場
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・観客席を有する遠的、近的を備える施設 ・10 人立ちなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・6 人立ちなど複数名が利用できる施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の弓道場など数名が練習できる施設
体育室	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・軽運動、卓球などが行える公民館の体育室やホールなど
スタジオ ジム 等	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・トレッドミルなど一般的なフィットネスルーム ・ヨガやダンスのレッスンが行えるスタジオなど
屋内プール (競泳用)	<ul style="list-style-type: none"> ・50m と 25m の公認で、数千席の観客席を持つ競泳用プール 	<ul style="list-style-type: none"> ・25m もしくは 50m の公認で、観客席を持つ競泳用プール 	<ul style="list-style-type: none"> ・25m 程度の競泳用プール

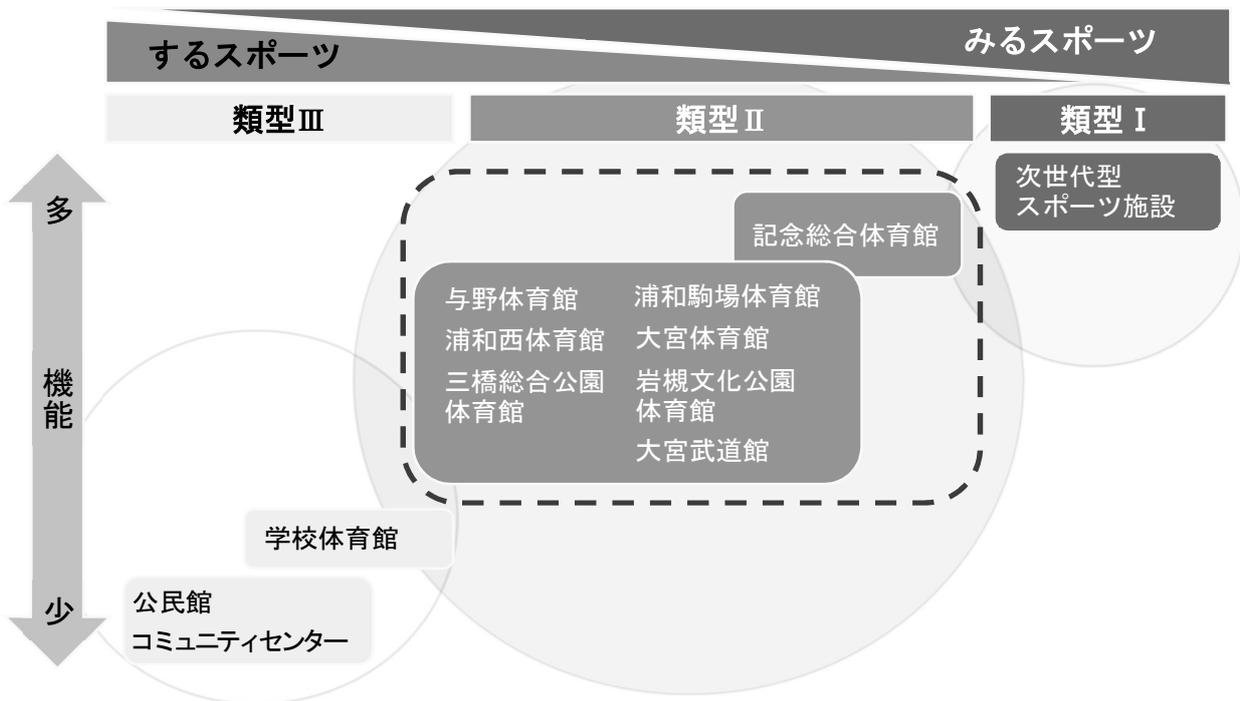
② 屋外施設

施設分類	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	
グラウンド	多目的運動場	—	校庭や芝生の広場 公園の多目的広場	
	野球場	数万人規模のスタンド付き野球場	フェンス、バックネットの整備された野球場	学校のグラウンド等 特に規定はない
	サッカー場	数万人規模の観客席を持つ競技場	公式戦規格のサッカー場	学校のグラウンド等 特に規定はない
陸上競技場等	1～2種公認	公認陸上競技場	学校のグラウンド等 公園等のランニングコース	
テニスコート	スタンド付き8面以上のテニス場	複数面（4面以上）を持つテニス場	学校テニスコート、 その他のテニスコート	
フットサル場	フットサルコートは民間運営のものが主となるため、規定しない。			
屋外プール (競泳用)	50mと25mの公認で、数千席の観客席を持つ競泳用プール	25mもしくは50mの公認で、観客席を持つ競泳用プール	25m程度の競泳用プール	
その他	ゴルフ場	ゴルフ場や練習場は民間運営のものが主となるため、規定しない。		
	グラウンドゴルフ等	国内外の大会等を行える公認コース	グラウンドゴルフ等の専用コース	公園の多目的広場等
	自転車用施設	観客席を有し、国内外の大会等が開催可能なコース	大会等が開催可能なコース	サイクリングコース (自転車道)
	アーバンスポーツ施設	観客席を有する国内外の大会等が開催可能な専用施設	大会等が開催可能な専用施設	公園等の専用施設

5.3 スポーツ施設の整備方針

5.3.1 市立体育館・武道館

(1) 体育館・武道館の概念図（現状）



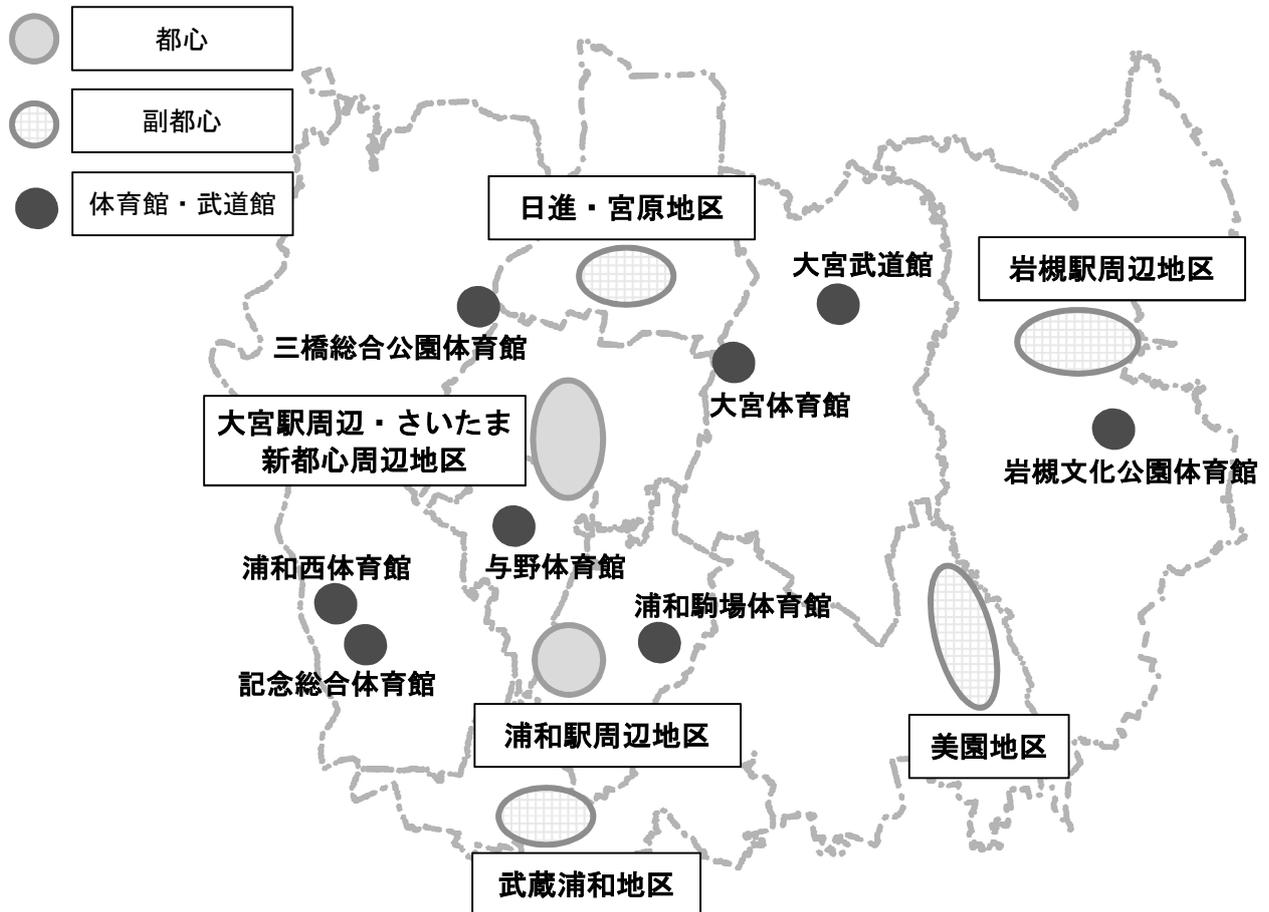
(2) 体育館・武道館の今後の方針

- ・体育館等施設は、いずれも高い稼働率を示していますが、施設規模が大きく、機能が高い施設ほど、大会開催による優先予約が集中している状況です。
- ・体育館等の機能を以下の表のとおり整理し、それぞれ機能分担を図ることで、大会の開催場所を確保・分散するとともに、一部施設の優先予約の集中状況を緩和します。また、それに伴い、一般利用による予約のしづらさも解消します。

類型	機能		施設規模等	現状の該当施設	今後の方針
	みるスポーツ	するスポーツ			
I みる拠点	プロスポーツや国際試合等が行える	—	5,000席以上の観客席	さいたまスーパーアリーナ（県営）	公民連携によるアリーナの整備・誘致の検討
II 交流拠点	全国・関東大会等が行える	市民の日常的なスポーツ活動が行える	2,000㎡以上のメイン競技場と1,000㎡以上のサブ競技場 メイン競技場2,000席以上、サブ競技場200席以上の観覧席 大会の開催に必要な選手控室等の諸室、駐車場	記念総合体育館	新設1施設 →全国・関東大会等の開催場所の確保・分散 →市民の日常的なスポーツ活動に活用
	市民大会等が行える		1,000～2,000㎡程度の競技場 700～1,000席程度の観客席 大会の開催に必要な選手控室等の諸室、駐車場	浦和駒場体育館 大宮体育館 岩槻文化公園体育館 大宮武道館 浦和西体育館 三橋総合公園体育館 与野体育館	新設2施設 観客席の無い体育館は建替えの際に観客席の整備を検討 →市民大会等の開催場所の確保・分散 →市民の日常的なスポーツ活動に活用
III 身近な「する」環境	—		1,000㎡程度の競技場	学校体育館 公民館及びコミュニティ施設の体育室	学校体育施設の建替えなどの機会を捉えて、市民利用を前提とした施設としての整備を検討

(3) 体育館・武道館の配置の考え方

市立体育館・武道館は、市民にとって多世代の交流や試合、イベントを行うスポーツ施設の基幹的施設であり、整備にあたっては、本市の将来都市構造の考え方も踏まえ、4副都心のうち周辺に体育館施設が整備されていない「日進・宮原地区」「武蔵浦和地区」「美園地区」を中心に新規整備を検討していきます。



- ・「日進・宮原地区」「武蔵浦和地区」「美園地区」の3地区を検討エリアとして、類型Ⅱ（全国・関東大会等が行える施設）の施設を1施設、類型Ⅲ（市民大会等が行える施設）の施設を2施設整備していきます。

(4) 市立体育館・武道館の整備方針

◆新規整備

検討エリア	整備方針
日進・宮原地区 武蔵浦和地区 美園地区	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン競技場（床面積 2,000 m²以上、観客席 2,000 席以上）とサブ競技場（床面積 1,000 m²以上、観客席 200 席以上）を備えた体育館 1 施設の新設整備を検討していきます。 ・競技場（床面積 1,000～2,000 m²程度、観客席 700～1,000 席程度）を備えた体育館 2 施設の新設整備を検討していきます。

◆建替再整備

施設名等	整備方針
与野体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・与野中央公園の整備に合わせて与野体育館と同規模の競技場床面積を確保しつつ、観客席の整備を検討していきます。 ・より効果的・効率的な管理運営等について、民間のノウハウや活力を積極的に取り入れながら、再整備を検討していきます。
浦和駒場体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に様々なスポーツ施設等が集積していることから、これらの周辺スポーツ施設等との機能統合を含めた整備を検討し、より効果的・効率的な管理運営等について、民間のノウハウや活力を積極的に取り入れながら、2040 年を目途に再整備を検討していきます。
大宮体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に様々なスポーツ施設等が集積していることから、これらの周辺スポーツ施設等との機能統合を含めた整備を検討し、より効果的・効率的な管理運営等について、民間のノウハウや活力を積極的に取り入れながら、2043 年を目途に再整備を検討していきます。
浦和西体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的・効率的な管理運営等について、民間のノウハウや活力を積極的に取り入れながら、2044年を目途に観客席を整備した施設として再整備を検討していきます。

◆機能保持

施設名等	整備方針
岩槻文化公園体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化や省エネルギー化等の機能改善と効率的・効果的な更新、改修、維持管理等により長寿命化を図ります。
大宮武道館	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化や省エネルギー化等の機能改善と効率的・効果的な更新、改修、維持管理等により長寿命化を図ります。
三橋総合公園体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化や省エネルギー化等の機能改善と効率的・効果的な更新、改修、維持管理等により長寿命化を図ります。 ・建替え再整備の際には、観客席の整備を検討していきます。
記念総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点体育館として、効率的・効果的な更新、改修、維持管理等により長寿命化を図ります。

既存施設の概要

基本情報	施設名称		与野体育館			
	所在地		中央区下落合5-8-10			
	設置条例・規則		さいたま市体育館条例、さいたま市体育館条例施行規則			
	竣工	S41.6	供用開始	S41.6	開館時間	9時~21時
	敷地面積	4,672.97㎡		延床面積	2,904㎡	
	階数	地上	3階	構造	鉄骨鉄筋コンクリート	
		地下	—	建設費	7,780万円	
	駐車場	一般	33台	車椅子	1台	自転車 100台
	運営形態	指定管理		期間	H30.4.1~R5.3.31	
	耐震診断の実施		実施済	防災計画上の位置付け	なし	
使用可能年限(見込み)		R8頃	所管課	スポーツ振興課		

施設概要	1階	競技場	1,080㎡ (30×36m)	バスケットボールコート 2面 バレーボールコート 2面 バドミントンコート 6面 卓球台 20台
	2階	第1集会室	144㎡	80人定員 会議・社交ダンス・リズム体操等
		第1和室	40㎡	24畳 会議・ヨガ等
	3階	第2集会室	240㎡	120人定員 会議・社交ダンス・リズム体操等
		第2和室	40㎡	24畳 会議・ヨガ等
その他	事務室、ロッカー室、シャワー室			



▲外観



▲競技場



▲第1集会室



▲第1和室



▲第2集会室



▲第2和室

既存施設の概要

基本情報	施設名称		浦和駒場体育館			
	所在地		浦和区駒場 2-5-6			
	設置条例・規則		さいたま市体育館条例、さいたま市体育館条例施行規則			
	竣工	S49. 3	供用開始	S49. 4	開館時間	9時～21時
	敷地面積	14,050 m ²		延床面積	7,668 m ²	
	階数	地上	2階	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
		地下	1階	建設費	新館：5億3,000万円 旧館：1億9,000万円	
	駐車場	一般	70台	車椅子	1台	自転車 140台
	運営形態	指定管理		期間	H30. 4. 1～R5. 3. 31	
	耐震診断の実施		実施済	防災計画上の位置付け	指定避難所	
使用可能年限（見込み）		R22頃	所管課	スポーツ振興課		

施設概要	旧館	1階	主競技場	1,795 m ² (35.9×47.7m)	バスケットボールコート 2面 バレーボールコート 3面 バドミントンコート 8面 卓球台 30台
			柔道場	227 m ²	88畳
			剣道場	232 m ²	
			トレーニング室	258 m ²	フリーウエイト、各種マシン、ランニングマシン、固定式自転車、ステップマシン
		その他	会議室、医務室、役員控室、幼児室、ラウンジ、ロッカー室、シャワー室、ロールバックスタンド（460席）		
	2階	弓道場	436 m ²	5人立ち	
		卓球場	279 m ²	6台常設	
		その他	観覧席（914席）		
	新館	1階	第1体育室	505 m ² (28.05×18m)	各種ダンス、軽体操
		2階	第2体育室	505 m ² (28.05×18m)	バスケットボールコート 1面 バレーボールコート 1面 バドミントンコート 3面
屋外		テニスコート	2,145 m ²	3面 砂入り人工芝	



▲外観



▲競技場



▲柔道場



▲剣道場



▲トレーニング室



▲弓道場



▲卓球場



▲第1体育室



▲第2体育室



▲テニスコート

既存施設の概要

基本情報	施設名称		大宮体育館			
	所在地		見沼区大和田町1-305			
	設置条例・規則		さいたま市体育館条例、さいたま市体育館条例施行規則			
	竣工	S53.9	供用開始	S53.10	開館時間	9時~21時
	敷地面積	55,048.38㎡		延床面積	9,197.68㎡	
	階数	地上	3階	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造	
		地下	1階	建設費	11億2,410万円	
	駐車場	一般	153台	車椅子	5台	自転車 50台
	運営形態	指定管理		期間	H30.4.1~R5.3.31	
	耐震診断の実施		実施済	防災計画上の位置付け		応急給水場所
使用可能年限(見込み)		R25頃	所管課	スポーツ振興課		

施設概要	1階	卓球場	256.15㎡	8台
		柔道場	227.14㎡	88畳
		第1会議室	83㎡	定員50人
		第2会議室	83㎡	定員50人
		ボルダリングウォール		W10.6m×H4m
		その他	事務室、受付、更衣室、シャワー室	
	2階	競技場(アリーナ)	1,836㎡	バスケットボールコート 2面 バレーボールコート 3面 バドミントンコート 12面 ハンドボールコート 1面 テニスコート 3面
		剣道場	227.14㎡	
		トレーニング室	213.64㎡	
		講習室	111㎡	
		研修室A・B・C	各56㎡	
		その他	放送室、役員控室、幼児室、医務室、談話コーナー、更衣室、シャワー室	
	3階	観覧席	256.15㎡	931席
		弓道場	123.15㎡	4人立ち
		軽運動室	111㎡	
		料理室	111㎡	
		その他	ラウンジ	
	屋外	ゲートボール場		5面
多目的広場		6,215㎡	少年サッカー、少年野球、グラウンド・ゴルフ等	



▲外観



▲競技場(アリーナ)



▲柔道場



▲剣道場



▲トレーニング室



▲弓道場



▲卓球場



▲ゲートボール場



▲多目的広場

既存施設の概要

基本情報	施設名称		浦和西体育館			
	所在地		桜区大字下大久保 1 6 7 6 - 1			
	設置条例・規則		さいたま市体育館条例、さいたま市体育館条例施行規則			
	竣工	S 55. 3	供用開始	S 55. 4	開館時間	9 時～21 時
	敷地面積	5, 704. 84 m ²		延床面積	2, 115. 40 m ²	
	階数	地上	2 階	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
		地下	—	建設費	3 億 1, 812 万円	
	駐車場	一般	55 台	車椅子	3 台	自転車 20 台
	運営形態	指定管理		期間	H30. 4. 1～R 5. 3. 31	
	耐震診断の実施		実施済	防災計画上の位置付け	遺体安置所	
使用可能年限（見込み）		R29 頃	所管課	スポーツ振興課		

施設概要	1 階	競技場	1019. 2 m ² (39. 2×26m)	バスケットボールコート 1 面 バレーボールコート 2 面 バドミントンコート 4 面 卓球台 20 台
		その他	更衣室、シャワー室、ミーティング室、ロビー等	
	2 階	トレーニング室	151. 2 m ²	
		卓球室	125. 44 m ²	卓球台 3 台
		ランニングコース	265. 94 m ²	1 周 約 120m



▲外観



▲競技場



▲トレーニング室



▲卓球室



▲ランニングコース

既存施設の概要

基本情報	施設名称		岩槻文化公園体育館			
	所在地		岩槻区村国229			
	設置条例・規則		さいたま市都市公園条例、さいたま市都市公園条例施行規則			
	竣工	S63.8	供用開始	S63.11	開館時間	9時～21時
	敷地面積	121,000㎡		延床面積	8,483.77㎡	
	階数	地上	1階	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋 コンクリート造2階建	
		地下	—	建設費	体育館建設工事費 22億4660万円	
	駐車場	一般	711台	車椅子	2台	自転車 駐輪場 設備有
	運営形態	指定管理		期間	H31.4.1～R6.3.31	
	耐震診断の実施		—	防災計画上の位置付け		指定避難所
使用可能年限（見込み）		—	所管課	北部都市・公園管理事務所管理課		

施設概要	1階	メインアリーナ	1,497㎡	バスケットボールコート2面 バレーボールコート3面 バドミントンコート8面
		多目的室	522㎡	バレーボールコート1面 バドミントンコート3面
		トレーニングルーム	313㎡	幼児ルーム含
		研修室	156㎡	3室に分割可
		和室	137㎡	茶室含
		その他	事務室、更衣室、ロビー、役員室、特設移動席（572席）	
	2階	観覧席	固定席736席	障害者席9席
		武道場	472㎡	柔道場・剣道場
		弓道場	220㎡	近的5人立ち
		卓球場	392㎡	10台
	屋外	陸上競技場	14,000㎡	400mトラック6コース クレイ塗装 フィールド芝張り
		テニスコート	4,134㎡	硬・軟式両用全天候型（砂入り人工芝）コート 5面（照明設備有）壁打練習コート1面



▲外観



▲メインアリーナ



▲トレーニング室



▲卓球場



▲陸上競技場



▲テニスコート

既存施設の概要

基本情報	施設名称		大宮武道館			
	所在地		見沼区堀崎町12-36			
	設置条例・規則		さいたま市武道館条例、さいたま市武道館条例施行規則			
	竣工	H2.12	供用開始	H3.1	開館時間	9時~21時
	敷地面積	12,238 m ²		延床面積	6,462.71 m ²	
	階数	地上	2階	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
		地下	1階	建設費	24億円	
	駐車場	一般	250台	車椅子	5台	自転車 45台
	運営形態	指定管理		期間	H30.4.1~R5.3.31	
	耐震診断の実施		—	防災計画上の位置付け	なし	
使用可能年限(見込み)		R43頃	所管課	スポーツ振興課		

施設概要	1階	主道場	1,122 m ² (34×33m)	柔道場 4面 剣道場 4面 卓球台 16台 バドミントンコート 8面 バレーボールコート 2面
		第1錬成道場	540 m ² (30×18m)	剣道場 2面
		弓道場		近的6人立ち
		その他	事務室、医務室、会議室、更衣室、ラウンジ	
	2階	第2錬成道場	540 m ² (30×18m)	柔道場 2面
		観覧席		498席



▲外観



▲主道場



▲第1錬成道場(剣道場)



▲第2錬成道場(柔道場)



▲弓道場

既存施設の概要

基本情報	施設名称		三橋総合公園体育館			
	所在地		西区三橋5-190			
	設置条例・規則		さいたま市都市公園条例、さいたま市都市公園条例施行規則			
	竣工	—	供用開始	H3.4	開館時間	9時~21時
	敷地面積	103,000 m ²		延床面積	2618.57 m ²	
	階数	地上	2階	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	
		地下	—	建設費	—	
	駐車場	一般	258台	車椅子	0台	自転車 280台 (480)台
	運営形態	指定管理		期間	H31.4.1~R6.3.31	
	耐震診断の実施		—	防災計画上の位置付け	指定避難場所	
使用可能年限(見込み)		—	所管課	北部都市・公園管理事務所管理課		

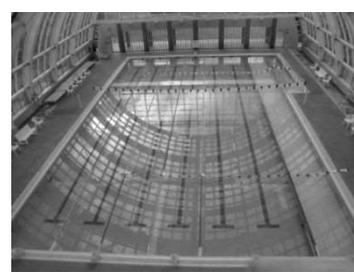
施設概要	1階	体育室	1188.33 m ² (34.55×34.31m)	バスケットボールコート1面 バレーボールコート2面 バドミントンコート8面 卓球台 8台
		運動相談室	146.25 m ²	
		その他	事務室、受付	
	2	トレーニングエリア	274.18 m ²	
		その他	周回ランニングコース 1周128m	
	屋外	テニスコート	4,800 m ² (コートのみ)	6面
		多目的広場	9,640 m ²	
		自由広場	6,490 m ²	
		トリム広場	10,060 m ²	
		遊戯広場	1,760 m ²	
		水の広場	4,190 m ²	
	別棟	屋内プール	1,422.9 m ²	25m/7コース



▲外観



▲体育室



▲屋内プール



▲トリム広場



▲自由広場



▲水の広場

既存施設の概要

基本情報	施設名称		記念総合体育館			
	所在地		桜区道場4-3-1			
	設置条例・規則		さいたま市体育館条例、さいたま市体育館条例施行規則			
	竣工	H15. 3	供用開始	H15. 4	開館時間	9時～21時
	敷地面積	13,894.53㎡		延床面積	17,739.75㎡	
	階数	地上	3階	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造上部鉄骨造	
		地下	—	建設費	85億円	
	駐車場	一般	394台	車椅子	5台	自転車 130台
	運営形態	指定管理		期間	H30. 4. 1～R5. 3. 31	
	耐震診断の実施		—	防災計画上の位置付け	拠点備蓄倉庫	
使用可能年限（見込み）		R48頃	所管課	スポーツ振興課		

施設概要	メインアリーナ棟	1階	メインアリーナ	2,590㎡	バスケットボールコート 3面 バレーボールコート 4面 バドミントンコート 12面 フットサルコート 2面 テニスコート 2面 卓球台 40台
			その他	事務室、役員控室、選手控室 ABCDEF、子供室、ロールバックスタンド（966席）、器具庫1・2・3	
		2階	観覧席		1,988席
			ランニングコース		1周280m
	サブアリーナ棟	1階	サブアリーナ	1,170㎡	バスケットボールコート 1面 バレーボールコート 2面 バドミントンコート 6面 フットサルコート 1面
			多目的室	970㎡	
			温水プール		25m/8コース
			会議室A・B		
		2階	弓道場		近的6人立ち
			フィットネススタジオ	120㎡	
			トレーニング室	380㎡	
			温水プール見学デッキ		
	研修室A・B・C				
	観覧席		200席		
その他		ロッカー室、シャワー室			



▲外観



▲メインアリーナ



▲サブアリーナ



▲多目的室



▲温水プール



▲トレーニング室

5.3.2 テニスコート

類型	施設規模等	現状の該当施設	方針
I	・スタンド付き 8 面以上のテニス場	該当施設なし	整備の予定はありません
II	・複数面（4 面以上）を持つテニス場	天沼テニス公園 荒川総合運動場 西遊馬運動公園 など	公園等の再整備等にあわせて大会等が行える複数面の整備を検討
III	・学校テニスコート ・その他のテニスコート	地区の公園や公民館、学校等に整備されている施設	学校体育施設の活用を検討

5.3.3 プール（競泳用）

(1) 屋内プール（競泳用）

類型	施設規模等	現状の該当施設	方針
I	・50mと 25mの公認で、数千席の観客席を持つ競泳用プール	該当施設なし	整備の予定はありません
II	・25mもしくは 50mの公認で、観客席を持つ競泳用プール	該当施設なし	社会情勢や財政的な観点などを勘案した上で、屋外プール（競泳用）を屋内プール（競泳用）に転換するなど、市民大会等が開催できるプール（競泳用）の整備を検討
III	・25m程度の競泳用プール	記念総合体育館プールなど 7 施設	バリアフリー化や省エネルギー化等の機能改善と、効率的・効果的な更新、改修、維持管理等による長寿命化 公共施設有効活用等の観点から、施設の建替え等の際に、屋外プール（競泳用）の屋内化や学校体育施設の市民利用について検討

(2) 屋外プール（競泳用）

類型	施設規模等	現状の該当施設	方針
I	・50mと25mの公認で、数千席の観客席を持つ競泳用プール	該当施設なし	整備の予定はありません
II	・25mもしくは50mの公認で、観客席を持つ競泳用プール	沼影公園（50mプール）	社会情勢や財政的な観点などを勘案した上で、今後のあり方を検討
		大宮公園水泳場（県営）	埼玉県に対し、当面の維持を要望
III	・25m程度の競泳用プール	原山市民プールなど3施設、市立小・中学校のプール	建替え等の際に屋内化や、周辺の公共施設との複合化等も検討

5.3.4 その他のスポーツ施設

(1) 類型Iの施設

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場は市営の大和田公園野球場、浦和総合運動場野球場、川通公園野球場、県営の大宮公園野球場があります。 ・サッカー場は、市営の駒場運動公園競技場や大宮公園サッカー場、県営の埼玉スタジアム2002があります。 ・このほかの施設では類型Iに該当する施設はありません。
整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・県営施設も含めて既存の施設を継続して利用していきます。 ・類型Iに該当する施設を新設する際には、民間による高い事業採算性を持った施設の整備が求められます。 ・スポーツイベント等の開催においては、仮設対応を検討します。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・種目に限らず、民間による事業参入・整備を促すため、必要に応じて公民連携手法に取り組んでいきます。

(2) 類型Ⅱの施設

現状	<ul style="list-style-type: none">・市民大会や中学生の大会などを開催する施設は、屋内外とも稼働率が高くなっています。・荒川総合運動公園や西遊馬運動公園など、野球場、サッカー場などが数多く荒川河川敷に整備されています。・市民のスポーツニーズは多様化しています。
整備の考え方	<ul style="list-style-type: none">・既存施設を改修等にあわせて質を高め、類型Ⅱとして利用できる施設の増加を検討していきます。・施設の改修や更新等にあわせてアーバンスポーツ施設の導入を検討します。
方針	<ul style="list-style-type: none">・学校や公園の既設のスポーツ施設を改修や更新等にあわせて質の向上を図りながら、類型Ⅱとして利用できる施設の増加を検討していきます。

(3) 類型Ⅲの施設

現状	<ul style="list-style-type: none">・市民意識調査では、身近なスポーツ環境が不足していると感じている人が多く、スポーツ実施率の向上には身近なスポーツ環境を充実することが望まれます。
整備の考え方	<ul style="list-style-type: none">・ウォーキングやジョギングなどが安全にできる緑道や歩道を増やしていくことが必要です。・学校や民間施設の有効活用を更に図ることで、身近な施設を増やしていきます。
方針	<ul style="list-style-type: none">・既存施設の再整備や利用方法を工夫することで、誰もがスポーツや運動をしやすい環境を整えていきます。

6. 施設整備および運営管理手法

6.1 新たな施設整備の基本的な考え方

市営の体育館やテニスコートは、稼働率が高く、市民からは施設不足を指摘する声が寄せられています。本市では当面の間、スポーツ人口は増加すると予測されており、市民の健康づくりの視点からも新たな施設の整備が必要と考えます。

一方で、公共施設マネジメントの視点からは、少子高齢・人口減少社会を見据え、公的負担の増大を招かないようにしていくことが求められています。

このことから、スポーツ施設の新設・再整備においても、新たな公的負担の増大を招かないように、次のような考え方をもって市内のスポーツ環境の充実を図っていくものとします。

- (1) 民間活力の導入により、運営経費や整備費の公共負担を軽減する
- (2) 学校やその他の公共施設との複合化などにより、スポーツ施設単体だけでなく、市全体としての財政負担の軽減に配慮しながら、より効果的な事業を構築する

- ・公共施設マネジメントの視点からは、少子高齢・人口減少社会を見据え、公的負担の増大を招かないことが求められる。
- ・このことから、スポーツ施設の新設・再整備にあたっては、新たな公的負担の増大を招かないように公共施設マネジメント計画と整合を図りながら、市内のスポーツ環境の充実を図っていく。

(参考：さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプラン 分野別アクションプラン抜粋)

2. スポーツ・レクリエーション系施設 1-2-(1) 体育館等

個別方針

(配置)

- ・市レベルの施設として配置する。

(更新時の方向性)

- ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。※現状の延床面積：49,227 m²

(複合化の考え方)

- ・核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。

(統合・整理の検討条件)

- ・年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。

(特記事項)

- ・国のストック適正化ガイドラインに準じて実施した「スポーツ施設の整備方針立案に係る調査」の結果に基づき、新たに策定する「スポーツ施設の整備方針」において、屋内スポーツ施設の規模、数、配置等を検討する。なお、都市公園内の屋内スポーツ施設（本計画ではインフラに分類）の配置状況等についても考慮する。

6.2 新たな施設整備

スポーツ施設整備方針の実現に向けて新たな施設整備のための方法等について整理します。

6.2.1 類型Ⅰの「みるスポーツの拠点施設」整備

(1) 整備の目的

国では、スポーツを次世代の成長産業に掲げ、まちづくりの核となる多機能型のスポーツ施設を、民間活力の導入により街なかに整備し、交流・賑わいの核となる施設とすることを目指しています。

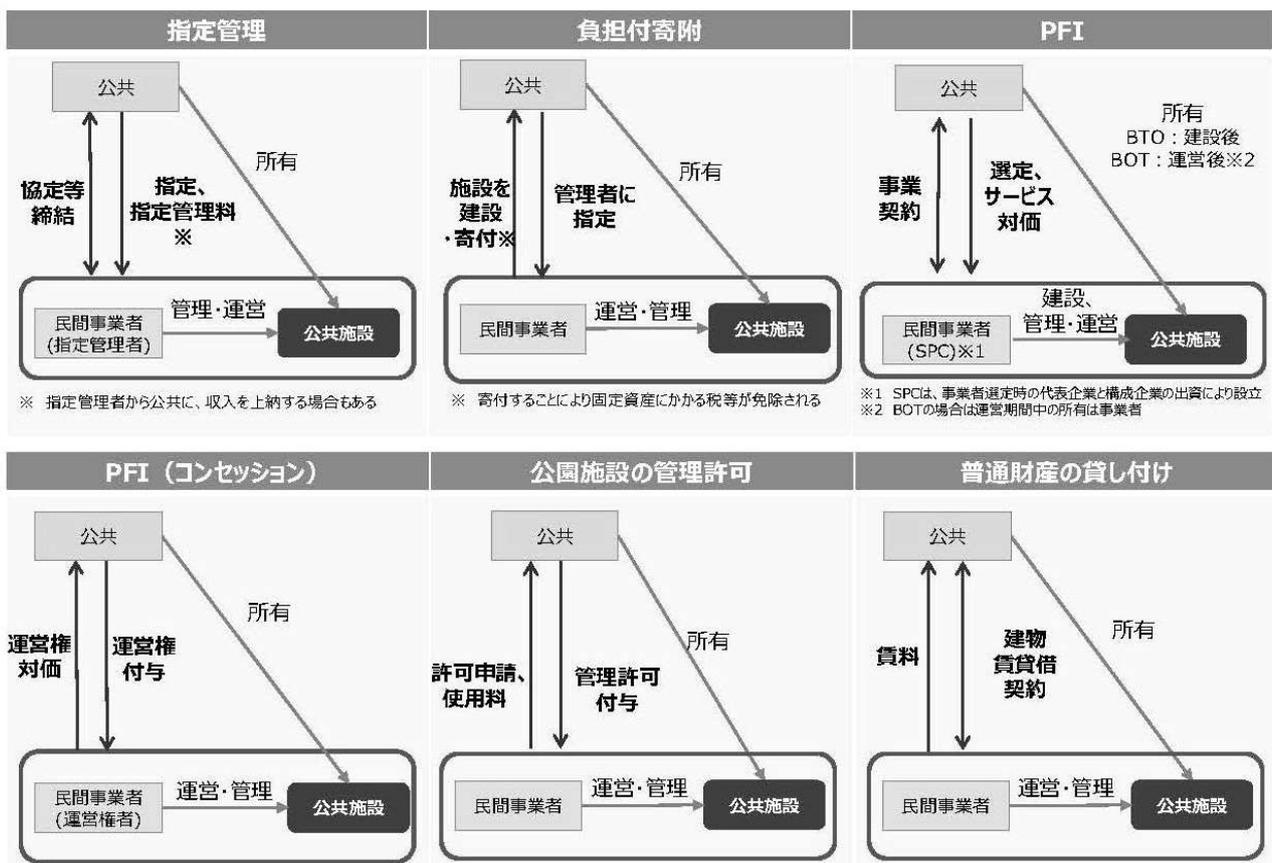
本市においても、BリーグやTリーグ、Vリーグなどによる利用や興行を優先するアリーナの整備を誘致し、まちの活性化とスポーツ産業の成長につなげる取り組みを検討します。

(2) 整備手法

コンサートやスポーツイベント、コンベンションなど多様な利用が期待できます。

アリーナの集客は交通利便性にも大きな影響を受けるため駅の近くが望まれますが、概ね1ha程度以上の敷地を必要とすることから、用地の確保等においては公共との連携が必要となると考えます。

整備に向けては種々の公民連携の手法を検討していくものとします。



◆アリーナ整備の種々の事業方式◆

(3) 期待される効果

① Bリーグ、Tリーグ、Vリーグなどの開催

現在、市内で観客席が多い屋内スポーツ施設は、記念総合体育館（約3,000席）と、さいたまスーパーアリーナ（約5,000～37,000席）の2施設があります。

国内のBリーグの集客上位のクラブでは、1試合5,000人程度を確保していることから、このクラスのアリーナができることで、プロチームの利活用の促進が期待できます。

② にぎわいづくり

市内のコンサート会場では、さいたまスーパーアリーナの次がソニックシティ大ホール約2,500席となっています。

5,000人規模の施設ができることで、開催されるイベントの幅が広がるのが期待できます。

(例1) まちなかのアリーナ整備の例

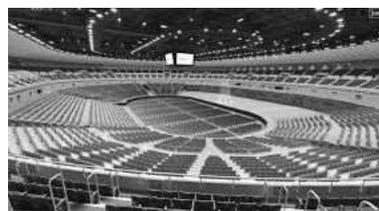
【事例】◆ゼビオアリーナ仙台

仙台市太白区に2011年に民間が整備、運営する国内初の興行に特化した多機能アリーナ。客席数5,000席弱で、Bリーグや各種コンサートなどに活用されています。



【事例】◆横浜アリーナ

横浜市港北区に1987年に整備された客席数11,000席の多目的イベントスペース。数多くのコンサートのほか、東レパンパシフィックテニスなど著名なスポーツイベントの会場にもなっています。



6.2.2 類型Ⅱ・類型Ⅲの「体育館」の整備

(1) 整備の目的

体育館の予約がなかなか取れないという市民からの声が多く寄せられています。今後、人口減少が進むにしたがって徐々に利用者は減っていくことが予測されますが、減少の割合はわずかであり、現在5倍前後の抽選倍率が、大きく低下することはないものと予測されました。

このため、この状況を緩和し、市民の快適なスポーツ活動の支援を目的として、体育館の整備を進めます。

(2) 整備手法

公共負担を軽減しながら市民が利用できる体育館を増やすために、民間活力の導入により整備費＋管理費の公共出資分を軽減する方法が考えられます。

(例1) 民間活力の導入による整備の例

体育館の整備にあたり、民間フィットネスジムの併設を前提に民間事業者を募集し、運営等も任せることで、公共の支出を極力抑制することなどが考えられます。

フィットネスジムが併設されることで、住民の健康づくりの環境の向上にも寄与します。

【事例】民間フィットネスジムとの連携とリースバック方式

施設名：北中城村民体育館

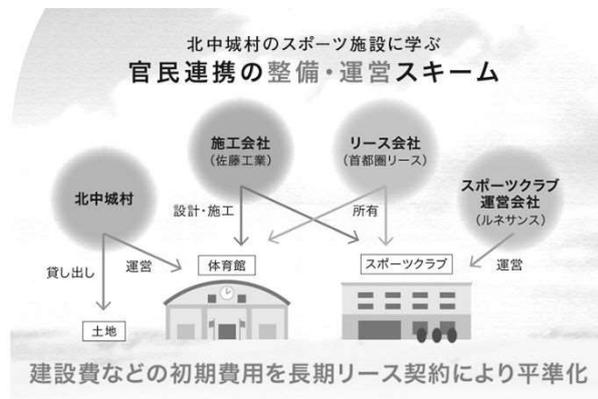
(所在地：沖縄県北中城村)

事業方式：リースバック方式

事業費：村の直営整備と比して1.5億円
の軽減

概要：ルネサンス・ライカムを併設し、ルネサンスが、フィットネスジム運営と一緒に、村営体育館の管理も行います。

体育館は、リース期間終了後は、村に無償譲渡されます。



（例２）学校体育施設との併用の例

将来の少子化に備えて学校体育施設と併用する方式とすることで、施設の有効活用を図ることが考えられます。

学校の体育館の老朽化等による建替え時に、学校行事（授業を含む）使用时以外は、市民利用に供することを前提とした体育館として整備します。

これにより、「施設の有効利用」の他に、「学校体育や部活利用施設の質の向上」、「地域と学校の連携向上」、「部活動改革の円滑な遂行への期待」などの効果も期待できます。

【事例】市立中学校体育館の建替え時に社会体育施設として整備

学校名：かほく市立宇ノ気中学校

所在地：石川県かほく市

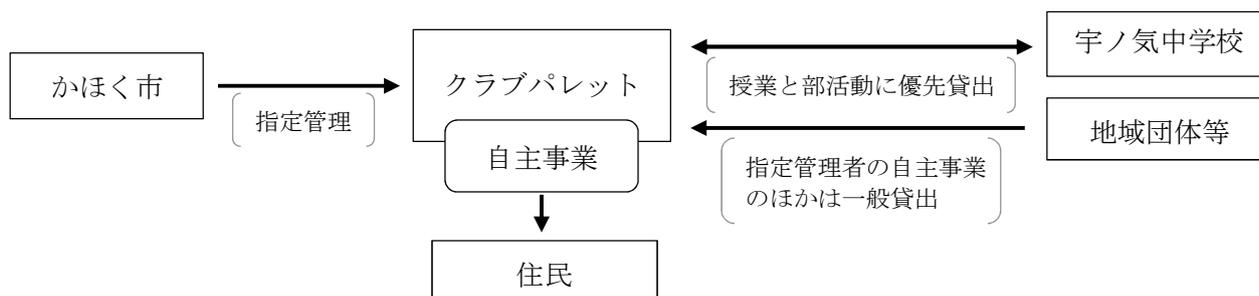
事業費：11億4,555万円

施設：延床面積4,488㎡

主競技場（バスケットボール2面、ランニングコース、観客席132席）

スタジオ、室内練習場ほか

利用方法：宇ノ気中学校の授業、部活動などの学校事業を優先し、それ以外の時間・施設については指定管理者のNPO法人クラブパレットがプログラムを運営。



6.2.3 テニスコートの整備

(1) 整備の目的

テニスコートの利用状況をみると、市街地内にある施設では利用率や抽選倍率が高く、市民のニーズは住まいから近い場所にあるものと推察されることから、市民の日常的なテニスの練習場所の確保を図り、慢性的なテニスコート不足を解消します。

(2) 整備手法

市街地内にテニス場の整備用地を確保することが困難であることから、市立中学校・高校にある施設や民間施設を活用する方法が考えられます。

(例1) 学校施設の活用による整備の例

- ・市内の中学校、高校のテニスコートの活用を検討します。
- ・授業や部活動など学校教育には最大限配慮します。
- ・運営管理において教職員に負担のないよう、利用者による協議会等を設置し、学校利用と市民利用の円滑な運用を図る取組を検討します。

(例2) 民間施設の借り上げによる整備の例

- ・大会の一時的利用ニーズの増大に対して、民間施設の借り上げ等に対応することで、施設不足を解消し、公共負担の軽減を図る取組を検討します。
- ・レッズランドやけんぼグラウンドなど、民間の所有・管理するテニスコートの計画的な借り上げを行うなど、大会等に活用することを検討します。

6.2.4 屋内プール（競泳用）の整備

(1) 整備の目的

健康づくりへの意識が高まる中、実施したいスポーツ種目として水泳は上位にあり、人気の高い種目となっています。高齢化が進む本市では、水泳を希望する市民が増え、屋内プール（競泳用）の需要は高まることが推察されます。

これらのニーズに応え、市民の健康増進に寄与するために、屋内プール（競泳用）の整備を検討していきます。

(2) 整備手法

民間事業者によるスイミングや、フィットネスジムでもプールを擁しているところもあることから、民業圧迫に配慮することが必要です。

屋内プール（競泳用）の整備においては、民間活力導入を図り、公共負担をできるだけ減らすとともに、受益者負担の考え方を明確にすることも重要です。

また、市内では市立小・中学校に160のプールがありますが、多くのプールが築30年以上経過しており、水槽の補修、機械設備の改修などにより、毎年多額の費用を要しています。

これらのことから、屋内プール（競泳用）の整備は、学校プールの統廃合とあわせて進めていくことが考えられます。

【事例】学校温水プールの市民開放

（仮称）新設大和田地区小学校における、市民利用を前提とした学校体育施設（屋内プール、体育館）の整備（令和7年度供用開始予定）。

本市では、身近な「する」環境の整備として、学校教育に支障のない範囲で市民開放を前提とした学校プールの整備を進めています。

学校体育施設は、市民にとって最も身近な場所にあり、国の方針においても地域開放が示されています。

さいたま市では、令和7年度に供用開始を予定している（仮称）新設大和田地区小学校の学校プールの市民開放に向けた準備を進めています。

事業の効果

- ・ 授業時間以外は、市民にとって身近な小学校のプールを地域のスポーツ資源として有効活用できる。
- ・ 指定管理者制度や民間委託等による効果的・効率的な管理運営を実施し、民間のノウハウを活用した市民サービスの提供が期待できる。
- ・ 市民開放をすることで、利用料収入が見込まれる。

6.2.5 その他の施設の整備

(1) ジョギングコース、ウォーキングコース

① 整備の目的

今後、ますます増加すると思われるジョギングやランニングのニーズに対応し、市民が安全に楽しくこれらの活動ができるように、専用コースや推奨コースの整備を検討します。

② 整備手法

- ・既存の公園や公共施設の敷地を活用し、ラバー舗装等による足腰への負担が少ない周回コース等の整備を検討します。
- ・河川や水路の覆蓋上部を利用して車道動線と分離したルートの整備を検討します。

(2) アーバンスポーツ施設

① 整備の目的

今後、増加すると思われるスケートボードやインラインスケート、BMXなどのアーバンスポーツに対応し、実践者および周辺の公園利用者や通行者の安全を確保して活動ができるように、専用施設の整備を検討します。

② 整備手法

- ・既存の公園や公共施設の改修や再整備、遊休地の活用などにより、専用の施設の整備を検討します。
- ・公民連携事業として民間資金によって整備することも考えられます。

【事例】民間活力の利用によるスケボーパークの整備

施設名：鵜沼公園スケボーコース

総工事費：3千万

事業主体：

(株)湘南なぎさパーク（指定管理者）の全額出資



6.3 既存施設の運営管理方策の工夫

6.3.1 共通の方策

将来世代への負担軽減と、高齢社会を迎える本市における市民の健康増進、更には、本市の強みであるスポーツを生かしたスポーツ先進都市としての価値を高めながら、持続可能な発展を遂げていくためには、様々な工夫が必要となります。

(1) 屋内・屋外共通

① 財源の確保（収入増）による公共負担の軽減

市内の公共スポーツ施設は学校や公民館等を除いて指定管理者制度が適用されています。財源の確保に向けて指定管理者が工夫するインセンティブが働くようにしていくことが必要です。

公共スポーツ施設の収入増のための工夫としては、次のようなことがあります。現状の制度では対応していない場合もあり、ルールの見直しなども進めていく必要があります。

- ・自動販売機の導入
- ・施設内への広告等の掲出
- ・自主事業の実施
- ・施設のシェア利用（同時に複数の団体に貸し出す）
- ・種目別参加の場の創出
- ・利用時間の拡大
- ・駐車場使用料の徴収

② 維持管理の効率化

維持管理費は、光熱水費、人件費、修繕費などからなります。

【光熱水費の削減】

- ・照明機器のLED導入
- ・省エネ型の空調機器の導入
- ・節水型トイレなどの整備

【清掃等にかかる費用の削減】

- ・ゴミの分別の徹底
- ・機器等の導入による清掃作業の省力化

③ 利用環境の充実

- ・スポーツ実践者の増加や、女性のスポーツ実施率の向上などを図る上では、トイレや更衣室などの美化、充実も欠かせません。
- ・障害者スポーツの推進を図る上で、バリアフリー化も必須なものとなります。

④ 計画的な予防保全の考え方

- ・これからの施設管理は、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、安全性が確保できる範囲で出来るだけ長く使用していくことが必要です。

⑤ 既存施設の稼働時間の拡大

- ・市民ニーズの多様化により活動時間帯も早朝から深夜などに拡大しています。公共スポーツ施設においても、周辺環境や管理運営に配慮しつつ、現在の9時～21時の枠の見直し拡大について検討します。

⑥ 小・中学校などの余裕教室や武道場等の活用

- ・学校の授業時間中においても、児童・生徒の活動に支障のない範囲で施設を地域に貸し出し利用することを促進していきます。学校と地域の結びつきを強くしていくきっかけにもなります。

【事例】市立中学校の武道場や余裕教室を地域スポーツクラブ事業に活用

施設：さいたま市立本太中学校

内容：月曜日・水曜日の午前・午後に、武道場（以前は余裕教室を利用）を総合型地域スポーツクラブの会員プログラムに利用。地域のシニア層を対象とした「シニア健康教室（貯筋運動教室）」を通年開催。



(2) 屋外施設への照明設置

照明設備の設置により利用時間帯を拡大します。ただし、照明設備の設置に際しては、近隣の生活環境保全、省エネルギー等に十分配慮するとともに、受益者負担の考え方を取り入れていくことが重要です。

また、照明設備の導入に際しては、自家発電気をもった移動式装置とすることで災害時の非常用の照明にも用いることができます。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた考え方

コロナ禍においてスポーツ施設が機能不全に陥らないよう、利用者の安心安全を確保するための感染拡大防止対策を徹底し、デジタル化等を進めることにより、広く市民が利用する施設として施設整備を進めていきます。

① 新しい生活様式への対応

- ・施設内の換気機能の向上による、十分な換気量の確保
- ・3密を避けるための設備の配置や施設利用者や観客等収容人数の制限

② デジタル化による市民満足度の向上と施設運営の簡素化・効率化

- ・キャッシュレス決済の導入
- ・リモートスポーツ教室の開催
- ・eスポーツへの対応

③ コロナ禍で低迷する地域経済の活性化

- ・市外からの集客効果が期待できるスポーツツーリズムの振興に寄与する拠点施設としての体育館等の機能強化

7. 民間力を活用したスポーツ関連施設の誘致・整備等

7.1 民間力活用の基本的な考え方

本市では、将来的に持続可能なスポーツ環境の提供に向けて、民間企業や団体との連携により、民営のスポーツ関連施設等の誘致・整備を進める必要があると考えています。

7.1.1 持続可能性

令和3(2021)年度に政令指定都市誕生20周年を迎えた本市は、一貫して人口増加が続き、「新たなさいたま市の創造」という次のステージに向けた更なる成長・発展が見込まれる一方で、保育需要の拡大に伴う待機児童対策、急速に進む高齢化、公共施設の老朽化等への対策など多くの財政需要を抱え、持続可能な財政運営を行う上で大きな課題となっています。

また、本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という中で、感染拡大防止策や市内経済活動の回復に向けた支援等を行うために、過去最大の予算編成となり、極めて厳しい状況にあります。

このような背景から、将来的に市民ニーズに鑑みたスポーツ施設の整備についても一層厳しくなることが予想される中、市民のスポーツ環境を維持・発展させていくためには、民営のスポーツ関連施設等の誘致・整備が期待されているところです。

7.2 民営の「する」スポーツ関連施設

テニスコート、フットサル場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、スポーツクラブ、スイミングスクールなど、既に多くの民営のスポーツ関連施設があります。

しかしながら、生涯スポーツの振興に向けては多くの収益性は望めないスケートボードやBMX、3×3バスケットボールなどのいわゆるアーバンスポーツやグラウンド・ゴルフ等の各種球技など、年齢や性別、障害の有無など多様なライフステージにあったスポーツ環境の充実が必要です。

公共施設との併設や、市有地の活用など、市の資産を活用するなどにより、施設整備や運営負担を低減することになり、多くの収益性が望めないスポーツについても民間力を活用したスポーツ環境を提供することを可能とするなどのアイデアが求められています。

7.3 民営の「みる」スポーツ関連施設

本市には、埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ、駒場運動公園競技場、大宮公園サッカー場、大宮公園野球場など、国際試合やプロスポーツの試合観戦が可能な施設が数多くあり、また、サッカーをはじめ、バスケットボールや卓球、自転車ロードレースのプロチームのホームタウンとなっています。

このような中で本市は、東日本の交流拠点に位置し、交通の利便性が高く、多くのスポーツ大会などの需要がありますが、トップアスリートの試合などを行うアリーナは不足しています。こうしたことから、エンターテインメントなどのイベント開催も可能な興行用のアリーナを民間力の活用により持続可能な形で整備していくことは、市民にとってもスポーツ観戦を通じたスポーツをするきっかけづくりや、生きがい、コミュニティづくりといった効用が見込めます。

7.4 民営の「まなぶ」、「ささえる」スポーツ

子どもたちが主にスポーツをする場として、学校部活動やスポーツ少年団、地域のスポーツクラブ、プロスポーツのユースチームなどがありますが、我が国における科学的なスポーツについての取組は遅れており、データや理論に基づかない指導による怪我や故障、精神的なダメージなどの課題を抱えております。

スポーツをする上での体力増強や技術力の向上のためには、データと理論に基づく科学的な指導ができる指導者やボランティアの養成、並びに、子どもたち自身にも自分たちで考える力を身につけてもらうことの双方からの取組が不可欠です。また、女性アスリートの3主徴問題などで顕在化した課題の解決に向けて、スポーツを科学的に学べる環境の整備が必要です。

スポーツ産業は、国の日本再興戦略における成長産業に位置付けられ、今後、市場の成長が見込まれる分野であることから、健康維持などと結び付けた科学的なアプローチなど、民間の収益事業との連携により市内の産業振興にも資する場とすることが可能です。

本市では、「さいたまスポーツシューレ事業」を将来に渡り展開していく中で、スポーツに係る民間企業やプロスポーツチーム、大学、研究機関等との連携により、民間力を活用したスポーツシューレの拠点施設整備が期待されています。

8 整備の実現に向けて

(1) 整備方針の推進

本市の人口は、令和7（2025）年～令和12（2030）年頃まで増加し、その後緩やかに減少しながら少子高齢化が急激に進むものと推察されています。ただし、シニア層のスポーツ実施率が高いことから、当面の間、スポーツ実施人口は減少することなく、スポーツ施設への高いニーズも変わらないものと推測されました。

現在、市立体育館は、「予約が取れない」という意見が寄せられています。現在の利用状況が続けば、この状態は変わらないものと考えられ、体育館の増設が望まれます。

また、スポーツ産業の活性化とまちの賑わいを生むアリーナの誘致も望ましいものと考えられました。

今後、公共施設マネジメント計画を考慮し、将来の財政負担を増やさないための工夫のもと、これらの施設の整備に向けて、個別計画を検討していくこととします。

1) アリーナ

公民連携によるアリーナの整備・誘致を検討していきます。

2) 体育館

新たな体育館整備と既存体育館の建替時期にあわせた整備を検討します。あわせて、学校体育館の更なる活用や、既存体育館の運営の工夫により、財政負担の低減化を図っていきます。

3) テニスコート

学校施設の有効活用により、施設不足を補う検討を進めます。

4) 屋内プール（競泳用）

利用時間が長い屋内プール（競泳用）の整備の検討を進めます。学校プールの統廃合とあわせて進めることで、市の負担を削減できるよう検討を進めます。

(2) 方針の進行管理・見直し

施設整備には、財政の健全性を確保しながら実施することが求められるため、新たな負担増が生じないように留意しつつ、「スポーツ振興まちづくり計画」や「さいたま市公共施設マネジメント計画」の改定に合わせた見直しも検討します。

(参考) 上位・関連計画

1. スタジアム・アリーナ改革・スポーツ産業振興

政府が掲げる成長戦略である「日本再興戦略 2016」の官民戦略プロジェクト 10 に、スポーツの成長産業化が位置付けられました。中でも、スタジアム・アリーナについては、スポーツ産業の持つ成長性を取り込みつつ、その潜在力を最大限発揮し、飲食・宿泊、観光等を巻き込んで、地域活性化の起爆剤となることが期待されており、「未来投資戦略 2017」においては、令和 7（2025）年までに新たに 20 か所のスタジアム・アリーナの実現を目指すことが具体的な目標として掲げられています。

スポーツ庁は、経済産業省、国土交通省、観光庁の協力を得て、プロスポーツリーグ関係者、自治体関係者等による「スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会」を立ち上げ、スポーツによる地域振興及び地域経済の自立的成長に向け、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備に関して検討すべき項目を整理した「スタジアム・アリーナに関するガイドライン」を策定したほか、「スマート・ベニュー®」の考え方を取り入れた多機能型施設の先進事例形成の支援を行っています。

2. さいたま市の計画等

(1) 総合振興計画

笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造を目指し、本市を本拠地とするトップスポーツチームや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの会場となった大規模スポーツ施設などの豊富なスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ることとしています。

また、地域における市民参加型のスポーツイベントなど、生涯を通じて身近にスポーツに親しめる環境を整備することで、スポーツ先進都市の実現を目指していくこととしています。

(2) スポーツ振興まちづくり計画

令和 12（2030）年度を計画期間の目標年度とする本計画では、「健康で活力ある スポーツのまち さいたま」を将来像に、成人の週 1 回のスポーツ実施率を 70%まで高めることなどを数値目標としています。

①本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合	令和 2 年度 69.3%	▶	目標年（令和 12 年度） 80%
②成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	令和 2 年度 66.6%	▶	目標年（令和 12 年度） 70%
③児童・生徒の週 1 回以上のスポーツ実施率（学校の体育の授業を除く）	令和 2 年度 小学校 5 年生 84.4% 中学校 2 年生 83.5%	▶	目標年（令和 12 年度） 小学校 5 年生 93% 中学校 2 年生 90%

(3) 地域防災計画

本市は、学校・公民館・公園などの公共施設を活用し、これまでに 260 か所の指定避難所、274 か所（うち 189 か所については、指定避難所と兼ねる）の指定緊急避難場所を整備してきたところであり、今後も整備・拡充に努めるとしています。

現在、地域防災計画では、浦和駒場体育館が「指定避難所」となっています。体育館や武道館は、耐震・耐火・突風等災害に強い構造であることや、広い空間を有し、生活スペースが十分確保できるほか、シャワー室や多目的トイレなども備えていることから、近年、頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、避難施設としての活用を視野に入れ、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえた機能の充実を図る必要があります。

(4) 与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン

中央区役所周辺は、都市計画マスタープランにおいて、文化・交流機能の充実を図る地域活動拠点に位置づけられ、また、多くの公共施設が老朽化しており、近い将来、建替えの時期を迎えていく状況にあります。

こうしたことから、公共施設再編により、まちの利便性向上、新たな賑わい・交流等の創出など、暮らしやすいまちの形成を図るとともに、公共施設マネジメント計画に基づく効率的な公共施設の更新や資産の有効活用を図る必要があるとされています。